



毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 (株) 東洋

購読料 (前納)

1 年 10,800 円

1 箇月 900 円

目次

告 示

- ◇「川崎市多摩川プラン」の有償頒布業務に係る収納事務の委託 (第190号)…………… 825
- ◇多摩川緑地バーベキュー広場の使用料の収納事務の委託 (第191号)…………… 825
- ◇「川崎市緑の基本計画」の有償頒布業務に係る収納事務の委託 (第192号)…………… 825
- ◇平成23年度定期ジフテリア・百日せき・破傷風予防接種の実施 (第193号)…………… 826
- ◇平成23年度定期麻疹・風しん予防接種の実施 (第194号)…………… 826
- ◇平成23年度定期日本脳炎予防接種の実施 (第195号)…………… 826
- ◇平成23年度定期急性灰白髄炎予防接種の実施 (第196号)…………… 827
- ◇予防接種の業務を行う医師 (第197号)…………… 827
- ◇平成23年度定期結核予防接種の実施 (第198号)…………… 833
- ◇地域包括支援センターの設置 (第199号)…………… 833
- ◇会計管理者事務の委任 (第200号)…………… 834
- ◇会計管理者事務の委任 (第201号)…………… 834
- ◇まちづくり局景観・まちづくり支援課刊行物の有償頒布業務に係る収納事務の委託 (第202号)…………… 834
- ◇富士見公園内弓道場及び相撲場の使用料に係る収納事務の委託 (第203号)…………… 834
- ◇等々力緑地釣池使用料に係る収納事務の委託 (第204号)…………… 834
- ◇等々力陸上競技場個人使用料に係る収納事務の委託 (第205号)…………… 835
- ◇「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例関係規程集」の有償頒布業務に係る収納事務の委託 (第206号)…………… 835
- ◇東扇島中公園バーベキュー施設等の

- 使用料の収納事務の委託 (第207号)…………… 835
- ◇東扇島西公園及び東公園駐車場等の使用料の収納事務の委託 (第208号)…………… 835
- ◇平成23年度川崎市一般廃棄物処理計画 (第209号)…………… 835
- ◇川崎市経済労働局企画課刊行物の有償頒布業務に係る収納事務の委託 (第210号)…………… 844
- ◇指定介護予防支援事業者の指定 (第211号)…………… 844
- ◇指定介護予防支援事業の廃止 (第212号)…………… 844
- ◇指定地域密着型サービス事業者等の指定 (第213号)…………… 844
- ◇川崎市総合企画局統計情報課刊行物の有償頒布業務に係る収納事務の委託 (第214号)…………… 844
- ◇川崎市自転車等駐車場整理手数料の収納事務の委託 (第215号)…………… 845
- ◇川崎市自転車等駐車場整理手数料の収納事務の委託 (第216号)…………… 845
- ◇川崎市自転車等駐車場整理手数料の収納事務の委託 (第217号)…………… 845
- ◇川崎市自転車等駐車場整理手数料の収納事務の委託 (第218号)…………… 845
- ◇川崎市自転車等駐車場整理手数料の収納事務の委託 (第219号)…………… 845
- ◇川崎市自転車等駐車場整理手数料の収納事務の委託 (第220号)…………… 846
- ◇財政局財政部庶務課の有償刊行物頒布業務に係る収納事務の委託 (第221号)…………… 846
- ◇道路の供用開始 (第222号)…………… 846
- ◇川崎市環境局地球環境推進室刊行物の有償頒布業務に係る収納事務の委託 (第223号)…………… 846
- ◇霊堂使用料並びに墓地使用料及び手数料の収納事務の委託 (第224号)…………… 846
- ◇川崎市休日 (夜間) 急患診療所における歳入の収納事務の委託 (第225号)…………… 846

◇国民健康保険料の収納事務の委託 (第226号)…………… 847	◇道路区域の変更 (第251号)…………… 853
◇東扇島東公園の使用料の収納事務の 委託 (第227号)…………… 847	◇道路区域の変更 (第252号)…………… 853
◇指定地域密着型サービス事業者の指 定 (第228号)…………… 847	◇道路の供用開始 (第253号)…………… 853
◇指定地域密着型サービス事業者の指 定 (第229号)…………… 847	◇平成23年度入港料徴収事務委託 (第 254号)…………… 853
◇指定地域密着型サービス事業所の指 定 (第230号)…………… 848	◇川崎市まちづくり局都市計画課刊行 物の有償頒布業務に係る収納事務の 委託 (第255号)…………… 854
◇川崎市住宅基本計画の有償頒布業務 に係る収納事務委託 (第231号)…………… 848	◇個人情報保護条例の規定による個人 情報ファイルの届出 (第256号)…………… 854
◇川崎市市民・こども局シティセール ス・広報室刊行物の有償頒布業務に 係る収納事務の委託 (第232号)…………… 848	◇個人情報保護条例の規定による目的 外利用等の届出 (第257号)…………… 854
◇「川崎市土木工事共通仕様書」及び 「川崎市土木工事施工管理基準」の 有償頒布業務に係る収納事務の委託 (第233号)…………… 848	◇平成23年度私道舗装助成金に係る構 造基準及び標準工事費 (第258号)…………… 854
◇日本民家園における入園料等の収納 事務の委託 (第235号)…………… 848	◇指定地域密着型サービス事業者等の 指定 (第259号)…………… 855
◇道路区域の変更 (第236号)…………… 849	公 告
◇「川崎市環境影響評価等技術指針」 の有償頒布業務に係る収納事務の委 託 (第237号)…………… 849	◇川崎市環境影響評価等技術指針の変 更 (第167号)…………… 855
◇「工事共通仕様書」の有償頒布業務 に係る収納事務の委託 (第238号)…………… 849	◇都市公園の区域の変更 (第168号)…………… 867
◇道路区域の変更 (第239号)…………… 849	◇道路位置の指定 (第169号)…………… 867
◇道路の供用開始 (第240号)…………… 849	◇道路の一部廃止 (第170号)…………… 867
◇川崎市市民ミュージアム刊行物の有 償頒布業務に係る収納事務の委託 (第241号)…………… 849	◇道路位置の指定 (第171号)…………… 867
◇川崎市アートセンターの指定管理者 の指定 (第242号)…………… 850	◇一般競争入札の執行 (第172号)…………… 867
◇自転車等の撤去と保管 (第243号)…………… 850	◇開発行為に関する工事の完了 (第173 号)…………… 869
◇予防接種の業務を行う医師 (第244号)…………… 850	◇平成23年度多摩区親育て・子育て支 援者養成事業に係る公募型プロポー ザルの実施 (第174号)…………… 869
◇川崎市宅地開発指針等の有償頒布業 務に係る収納事務の委託 (第245号)…………… 851	◇平成23年度多摩区こども支援基本方 針推進業務に係る公募型プロポーザ ルの実施 (第175号)…………… 871
◇道路の供用開始 (第246号)…………… 851	◇大規模小売店舗立地法に基づく変更 の届出 (第176号)…………… 872
◇川崎市土地区画整理区域図の有償頒 布業務に係る収納事務の委託 (第247 号)…………… 851	◇大規模小売店舗立地法に基づく変更 の届出 (第177号)…………… 872
◇川崎市福祉のまちづくり条例整備マ ニュアル有償頒布業務に係る収納事 務の委託 (第248号)…………… 851	◇特定非営利活動法人の設立の認証申 請 (第178号)…………… 873
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時 要届出区域の指定 (第249号)…………… 851	◇道路位置の指定 (第179号)…………… 873
◇予防接種の業務を行う医師 (第250号)…………… 853	◇一般競争入札の執行 (第180号)…………… 874
	◇開発行為に関する工事の完了 (第181 号)…………… 874
	◇一団地の総合的設計制度の認定 (第 182号)…………… 875
	◇道路の一部廃止 (第183号)…………… 875
	◇道路位置の指定 (第184号)…………… 875
	◇一般競争入札の執行 (第185号)…………… 875
	公告 (調達)

◇落札者等の公示 (第91号)	876	◇川崎市議会議員選挙における政治活 動用自動車表示板の材質、地色及び 文字の色 (第8号)	902
◇一般競争入札の公告 (第92号)	876	◇川崎市議会議員選挙における政治活 動用ポスター証紙の地模様及びその 色 (第9号)	902
◇一般競争入札の執行 (第93号)	878	◇川崎市議会議員選挙における政談演 説会告知用立札・看板類表示板の地 色及び文字の色 (第10号)	902
◇一般競争入札の公告 (第94号)	879	◇川崎市議会議員選挙における開票事 務 (第11号)	902
◇落札者等の公示 (第95号)	880	◇川崎市議会議員選挙における各選挙 区の選挙長及びその職務を代理すべ き者の選任 (第12号)	902
◇一般競争入札の公告 (第96号)	881	◇川崎市議会議員選挙の各選挙区にお ける選挙会の場所及び日時 (第13号)	903
◇一般競争入札の執行 (第97号)	883	◇川崎市議会議員選挙の各選挙区にお ける選挙運動費用支出制限額 (第14 号)	903
◇落札者等の公示 (第98号)	884	◇川崎市農業委員会委員選挙人名簿に 登載されている者の総数の2分の1 の数 (第15号)	903
◇落札者等の公示 (第99号)	885	◇川崎市議会議員選挙において当選人 と決定した者の住所及び氏名 (第16 号)	904
◇一般競争入札の公告 (第100号)	885	市議会議員選挙中原区選挙区選挙長告示	
上下水道局告示		◇川崎市議会議員選挙中原区選挙区に おける選挙長の事務を取り扱う場所 (第1号)	905
◇水道料金等収納事務の委託 (第12号)	887	◇川崎市議会議員選挙中原区選挙区の 選挙立会人となるべき者を定めるく じを行う場所及び日時 (第2号)	905
上下水道局公告		◇川崎市議会議員選挙中原区選挙区の 候補者の届出 (第3号)	906
◇一般競争入札の執行 (第22号)	887	市議会議員選挙高津区選挙区選挙長告示	
上下水道局公告 (調達)		◇川崎市議会議員選挙高津区選挙区に おける選挙長の事務を取り扱う場所 (第1号)	909
◇落札者等の公示 (第12号)	890	◇川崎市議会議員選挙高津区選挙区の 選挙立会人となるべき者を定めるく じを行う場所及び日時 (第2号)	909
◇落札者等の公示 (第13号)	890	◇川崎市議会議員選挙高津区選挙区の 候補者の届出 (第3号)	909
◇落札者等の公示 (第14号)	891	市議会議員選挙宮前区選挙区選挙長告示	
◇落札者等の公示 (第15号)	892	◇川崎市議会議員選挙宮前区選挙区に おける選挙長の事務を取り扱う場所 (第1号)	911
交通局告示		◇川崎市議会議員選挙宮前区選挙区の	
◇公金徴収業務の委託 (第5号)	892		
◇公金徴収業務の委託 (第6号)	892		
◇公金の収納業務等の委託 (第7号)	893		
◇公金の収納業務等の委託 (第8号)	893		
◇公金の収納業務等の委託 (第9号)	893		
◇公金の収納業務等の委託 (第10号)	893		
交通局公告 (調達)			
◇落札者等の公示 (第7号)	893		
病院局公告 (調達)			
◇一般競争入札の公告 (第17号)	894		
◇一般競争入札の公告 (第18号)	896		
◇落札者等の公示 (第19号)	897		
◇落札者等の公示 (第20号)	898		
◇一般競争入札の執行 (第21号)	898		
教育委員会告示			
◇教育委員会委員長の選任 (第11号)	900		
◇教育委員会委員長職務代理者の指定 (第12号)	900		
◇教育委員会臨時会の招集 (第13号)	900		
選挙管理委員会告示			
◇川崎市議会議員選挙における投票用 紙の様式 (第5号)	901		
◇川崎市議会議員選挙における自動 車・船舶用表示板及び拡声機用表示 板の材質、地色及び文字の色 (第6号)	901		
◇川崎市議会議員選挙における標旗並 びに乗車・乗船章及び選挙運動員章 の地色及び文字の色 (第7号)	902		

選挙立会人となるべき者を定めるく じを行う場所及び日時 (第2号) ……………	911	号) ……………	932
◇川崎市議会議員選挙宮前区選挙区の 候補者の届出 (第3号) ……………	911	区公告	
市議会議員選挙多摩区選挙区選挙長告示		◇差押解除通知書の公示送達 (川崎区 第25号) ……………	932
◇川崎市議会議員選挙多摩区選挙区に おける選挙長の事務を取り扱う場所 (第1号) ……………	914	◇参加差押解除通知書の公示送達 (川 崎区第26号) ……………	932
◇川崎市議会議員選挙多摩区選挙区の 選挙立会人となるべき者を定めるく じを行う場所及び日時 (第2号) ……………	914	◇住民票の職権消除 (川崎区第27号) ……………	932
◇川崎市議会議員選挙多摩区選挙区の 候補者の届出 (第3号) ……………	914	◇住民票の職権消除 (川崎区第28号) ……………	932
市議会議員選挙麻生区選挙区選挙長告示		◇納税通知書の公示送達 (川崎区第29 号) ……………	933
◇川崎市議会議員選挙麻生区選挙区に おける選挙長の事務を取り扱う場所 (第1号) ……………	917	◇差押書の公示送達 (川崎区第30号) ……………	933
◇川崎市議会議員選挙麻生区選挙区の 選挙立会人となるべき者を定めるく じを行う場所及び日時 (第2号) ……………	917	◇督促状の公示送達 (麻生区第9号) ……………	933
人事委員会公告		区選挙管理委員会告示	
◇平成23年度川崎市職員採用試験 (大 学卒程度、獣医師、薬剤師、保健師) の実施 (第1号) ……………	918	◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議 会議員選挙における期日前投票所を 設ける場所 (川崎区第15号) ……………	934
◇平成23年度身体障害者を対象とした 川崎市職員採用選考の実施 (第2号) ……………	926	◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議 会議員選挙における期日前投票所の 投票管理者及び投票管理者の職務を 代理すべき者の選任 (川崎区第16号) ……………	934
職員共済組合公告		◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議 会議員選挙における不在者投票の事 務を取り扱う場所、期間及び時間 (川崎区第17号) ……………	935
◇役員の退職 (第4号) ……………	931	◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議 会議員選挙における期日前投票所及 び不在者投票管理者の管理する投票 記載場所の氏名等の掲示並びに選挙 当日の投票記載場所の氏名等の掲示 の掲載順序を定めるくじを行う場所 及び日時 (川崎区第18号) ……………	935
◇川崎市職員共済組合役員選挙の当選 人 (第5号) ……………	931	◇川崎市議会議員選挙並びに神奈川県 議会議員選挙及び神奈川県知事選挙 における投票所を設ける場所 (川崎 区第19号) ……………	936
区告示		◇川崎市議会議員選挙並びに神奈川県 議会議員選挙及び神奈川県知事選挙 における投票管理者及び投票管理者 の職務を代理すべき者の選任 (川崎 区第20号) ……………	937
◇自動車臨時運行許可番号標の無効 (幸区第3号) ……………	931	◇川崎市議会議員選挙並びに神奈川県 議会議員選挙及び神奈川県知事選挙 における期日前投票所の投票管理者 の職務を代理すべき者の解任及び選 任 (川崎区第21号) ……………	938
◇自動車臨時運行許可番号標の無効 (幸区第4号) ……………	931	◇川崎市議会議員選挙並びに神奈川県 議会議員選挙及び神奈川県知事選挙 における投票管理者の職務を代理す	
◇平成23年度固定資産の価格等の固定 資産課税台帳への登録 (幸区第5号) ……………	931		
◇平成23年度固定資産の価格等の固定 資産課税台帳への登録 (高津区第4 号) ……………	931		
◇平成23年度固定資産の価格等の固定 資産課税台帳への登録 (宮前区第3 号) ……………	931		
◇平成23年度固定資産の価格等の固定 資産課税台帳への登録 (多摩区第2 号) ……………	932		
◇平成23年度固定資産の価格等の固定 資産課税台帳への登録 (麻生区第4			

べき者の解任及び選任（川崎区第22号）……………	938	◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議会議員選挙における期日前投票所及び不在者投票管理者の管理する投票記載場所の氏名等の掲示並びに選挙当日の投票記載場所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（幸区第18号）……………	954
◇新たに選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧（幸区第4号）……………	938	◇川崎市議会議員選挙並びに神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙における投票所を設ける場所（幸区第19号）……………	954
◇神奈川県知事選挙におけるポスター掲示場を設置した場所（幸区第5号）……………	938	◇川崎市議会議員選挙並びに神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙における投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の選任（幸区第20号）……………	955
◇神奈川県知事選挙における川崎市幸区開票区の開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時（幸区第6号）……………	943	◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議会議員選挙における期日前投票所を設ける場所（中原区第16号）……………	956
◇神奈川県知事選挙における川崎市幸区開票区の開票の場所及び日時（幸区第7号）……………	943	◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議会議員選挙における期日前投票所を開く時刻の繰り下げ（中原区第17号）……………	956
◇神奈川県知事選挙における開票管理者及び開票管理者の職務を代理すべき者の選任（幸区第8号）……………	943	◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の選任（中原区第18号）……………	956
◇神奈川県知事選挙における期日前投票所を設ける場所（幸区第9号）……………	943	◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議会議員選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間（中原区第19号）……………	957
◇神奈川県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の選任（幸区第10号）……………	943	◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議会議員選挙における期日前投票所及び不在者投票管理者の管理する投票記載場所の氏名等の掲示並びに選挙当日の投票記載場所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（中原区第20号）……………	957
◇神奈川県知事選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間（幸区第11号）……………	944	◇川崎市議会議員選挙並びに神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙における投票所を設ける場所（中原区第21号）……………	957
◇神奈川県知事選挙における期日前投票所及び不在者投票管理者の管理する投票記載場所の氏名等の掲示並びに選挙当日の投票記載場所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（幸区第12号）……………	944	◇川崎市議会議員選挙並びに神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙における投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の選任（中原区第22号）……………	958
◇川崎市議会議員選挙におけるポスター掲示場を設置した場所（幸区第13号）……………	945	◇川崎市議会議員選挙並びに神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙	
◇神奈川県議会議員選挙におけるポスター掲示場を設置した場所（幸区第14号）……………	949		
◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議会議員選挙における期日前投票所を設ける場所（幸区第15号）……………	953		
◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の選任（幸区第16号）……………	953		
◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議会議員選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間（幸区第17号）……………	954		

における投票管理者の解任及び選任 (中原区第23号)	959	び不在者投票管理者の管理する投票 記載場所の氏名等の掲示並びに選挙 当日の投票記載場所の氏名等の掲示 の掲載順序を定めるくじを行う場所 及び日時(宮前区第18号)	973
◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議 会議員選挙における期日前投票所を 設ける場所(高津区第15号)	959	◇川崎市議会議員選挙並びに神奈川県 議会議員選挙及び神奈川県知事選挙 における投票所を設ける場所(宮前 区第19号)	974
◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議 会議員選挙における期日前投票所の 投票管理者及び投票管理者の職務を 代理すべき者の選任(高津区第16号)	960	◇川崎市議会議員選挙並びに神奈川県 議会議員選挙及び神奈川県知事選挙 における投票管理者及び投票管理者 の職務を代理すべき者の選任(宮前 区第20号)	974
◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議 会議員選挙における不在者投票の事 務を取り扱う場所、期間及び時間 (高津区第17号)	961	◇川崎市議会議員選挙におけるポスタ ー掲示場を設置した場所(多摩区第 13号)	975
◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議 会議員選挙における期日前投票所及 び不在者投票管理者の管理する投票 記載場所の氏名等の掲示並びに選挙 当日の投票記載場所の氏名等の掲示 の掲載順序を定めるくじを行う場所 及び日時(高津区第18号)	961	◇神奈川県知事選挙におけるポスター 掲示場を設置した場所(多摩区第14 号)	980
◇川崎市議会議員選挙並びに神奈川県 議会議員選挙及び神奈川県知事選挙 における投票所を設ける場所(高津 区第19号)	961	◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議 会議員選挙における期日前投票所を 設ける場所(多摩区第15号)	985
◇川崎市議会議員選挙並びに神奈川県 議会議員選挙及び神奈川県知事選挙 における投票管理者及び投票管理者 の職務を代理すべき者の選任(高津 区第20号)	962	◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議 会議員選挙における不在者投票の事 務を取り扱う場所、期間及び時間 (多摩区第17号)	986
◇川崎市議会議員選挙におけるポスタ ー掲示場を設置した場所(宮前区第 13号)	963	◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議 会議員選挙における期日前投票所及 び不在者投票管理者の管理する投票 記載場所の氏名等の掲示並びに選挙 当日の投票記載場所の氏名等の掲示 の掲載順序を定めるくじを行う場所 及び日時(多摩区第18号)	987
◇神奈川県議会議員選挙におけるポス ター掲示場を設置した場所(宮前区 第14号)	968	◇川崎市議会議員選挙並びに神奈川県 議会議員選挙及び神奈川県知事選挙 における投票所を設ける場所(多摩 区第19号)	987
◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議 会議員選挙における期日前投票所を 設ける場所(宮前区第15号)	972	◇川崎市議会議員選挙並びに神奈川県 議会議員選挙及び神奈川県知事選挙 における投票管理者及び投票管理者 の職務を代理すべき者の選任(多摩 区第20号)	988
◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議 会議員選挙における期日前投票所の 投票管理者及び投票管理者の職務を 代理すべき者の選任(宮前区第16号)	972	◇神奈川県知事選挙におけるポスター	
◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議 会議員選挙における不在者投票の事 務を取り扱う場所、期間及び時間 (宮前区第17号)	973		
◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議 会議員選挙における期日前投票所及			

掲示場を設置した場所（麻生区第13号）	989
◇川崎市議会議員選挙におけるポスター掲示場を設置した場所（麻生区第14号）	993
◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議会議員選挙における期日前投票所を設ける場所（麻生区第15号）	997
◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の選任（麻生区第16号）	997
◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議会議員選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間（麻生区第17号）	998
◇川崎市議会議員選挙及び神奈川県議会議員選挙における期日前投票所及び不在者投票管理者の管理する投票記載場所の氏名等の掲示並びに選挙当日の投票記載場所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（麻生区第18号）	998
◇川崎市議会議員選挙並びに神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙における投票所を設ける場所（麻生区第19号）	998
◇川崎市議会議員選挙並びに神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙における投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の選任（麻生区第20号）	999
◇川崎市議会議員選挙並びに神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙における投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任（麻生区第21号）	1000
◇川崎市議会議員選挙並びに神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙における投票管理者の職務を代理すべき者の解任及び選任（麻生区第22号）	1000
辞 令	
◇4月1日付け	1000
正 誤	
◇第1576号	1029

告 示

川崎市告示第190号

「川崎市多摩川プラン」の有償頒布業務に係る収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市多摩川プランの頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 受託者の所在地及び名称
川崎市川崎区東田町6番地2 ミヤダイビル2F
川崎市職員生活協同組合
- 2 委託する事務の種類
「川崎市多摩川プラン」の頒布代金の収納事務
- 3 委託する期間
平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

川崎市告示第191号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、建設緑政局所管多摩川緑地バーベキュー広場の使用料の収納事務を次のとおり委託したので告示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 受託者の所在地及び名称
川崎市川崎区藤崎三丁目7番6号
太平洋総業サービス 株式会社
代表取締役社長 飯島 一光
- 2 委託する業務の種類
多摩川緑地バーベキュー広場の使用料の収納事務
- 3 委託期間
平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

川崎市告示第192号

「川崎市緑の基本計画」の有償頒布業務に係る収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市緑の基本計画の頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 受託者の所在地及び名称
川崎市川崎区東田町6番地2 ミヤダイビル2F

川崎市職員生活協同組合

2 委託する事務の種類

「川崎市緑の基本計画」の頒布代金の収納事務

3 委託する期間

平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで

川崎市告示第193号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成23年 4月 1日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 予防接種の種類

ジフテリア、百日せき、破傷風

2 実施期間

平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで

3 実施場所

市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等

4 対象者

(1) 第1期初回

生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

(2) 第1期追加

生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

（第1期初回接種（3回）終了後、6月以上の間隔をおく）

(3) 第2期

11歳以上13歳未満の者

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第194号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成23年 4月 1日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 予防接種の種類

麻しん、風しん

2 実施期間

平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで

3 実施場所

市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等

4 対象者

(1) 第1期

生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

(2) 第2期

5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの

(3) 第3期

13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者

(4) 第4期

18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(4) 妊娠していることが明らかな者

(5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第195号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成23年 4月 1日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 予防接種の種類

日本脳炎

2 実施期間

平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで

3 実施場所

市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等

4 対象者

(1) 第1期初回

生後6月から生後90月に至るまでの間にある者

(2) 第1期追加

生後6月から生後90月に至るまでの間にある者

（第1期初回終了後おおむね1年おく）

川崎市長 阿 部 孝 夫

(3) 第2期

9歳以上13歳未満の者

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第196号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 予防接種の種類

急性灰白髄炎

2 実施期間

平成23年 4 月 1 日から平成23年 6 月30日まで

平成23年 9 月 1 日から平成23年11月30日まで

3 実施場所

保健福祉センター及び専門相談協力医療機関等

4 対象者

生後 3 月から生後90月に至るまでの間にある者

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(4) 妊娠していることが明らかな者

(5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第197号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条、第6条の規定により行う平成23年度定期予防接種（インフルエンザを除く。）については、別表に掲げる場所と同表に掲げる医師等が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき告示します。

平成23年 4 月 1 日

平成23年度川崎市定期予防接種個別協力医療機関

医療機関名	医師名	住 所
宮川病院	宮川 政久	川崎市川崎区大師駅前2-13-13
川崎社会保険病院	山本 泰久	川崎市川崎区田町2-9-1
青山クリニック	青山 真一	川崎市川崎区伊勢町25-3
門前外科医院	阿保 雅也	川崎市川崎区東門前1-14-4
東扇島診療所	新井 理之	川崎市川崎区東扇島78 福利厚生センター2F
大師診療所	杉山 靖	川崎市川崎区大師町6-8
鈴木医院	鈴木 真	川崎市川崎区田町1-6-15
昭和医院	田添 克衛	川崎市川崎区出来野7-20
野田眼科内科小児科医院	野田 俊子	川崎市川崎区藤崎1-1-3
向本医院	向本 美法	川崎市川崎区日ノ出1-1-18
和田内科医院	和田 齊	川崎市川崎区東門前3-1-6
太田総合病院	太田 史一	川崎市川崎区日進町1-50
川崎市立川崎病院	堀内 行雄	川崎市川崎区新川通12-1
飯塚医院	飯塚 和弘	川崎市川崎区京町2-14-2
かめだこどもクリニック	亀田 佳哉	川崎市川崎区池田2-4-5
京町診療所	倉田 眞行	川崎市川崎区京町2-15-6 神和ビル
京町クリニック	栗須 修	川崎市川崎区京町1-9-11
黒坂医院	黒坂 文男	川崎市川崎区京町2-8-17
ささきクリニック	佐々木 博一	川崎市川崎区池田1-6-3
竹内クリニック	竹内 明男	川崎市川崎区京町2-24-4 セール川崎京町ハイライズ 111
畑医院	畑 章一	川崎市川崎区宮前町5-1
内科小児科宮島医院	宮島 真之	川崎市川崎区池田2-7-4
由井クリニック	由井 史樹	川崎市川崎区貝塚2-4-19
川崎協同病院	大山 美宏	川崎市川崎区桜本2-1-5
総合川崎臨港病院	渡辺 嘉久	川崎市川崎区中島3-13-1
こうかんクリニック	朝倉 均	川崎市川崎区鋼管通1-2-3
いしい医院	石井 貴士	川崎市川崎区桜本2-4-9
えばと内科泌尿器科クリニック	繪鳩 哲哉	川崎市川崎区小田1-1-2 4階
菊地外科内科クリニック	菊地 弘毅	川崎市川崎区小田6-5-1
熊谷医院	倉田 典子	川崎市川崎区小田5-28-15
協同ふじさきクリニック	桑島 政臣	川崎市川崎区藤崎4-21-2
高橋医院	高橋 恒夫	川崎市川崎区浅田2-14-18
高良医院	高良 憲光	川崎市川崎区大島3-15-17
花田内科胃腸科医院	花田 徹野	川崎市川崎区大島4-16-1
平安医院	平安 良博	川崎市川崎区藤崎4-19-15
星内科胃腸科医院	星 隆幸	川崎市川崎区小田2-17-17
村上外科医院	村上 博俊	川崎市川崎区大島1-5-14
森田クリニック	森田 裕人	川崎市川崎区大島5-11-13 市川ビル1F
安土外科医院	安土 達夫	川崎市川崎区浜町1-11-5
よぎ小児科医院	与儀 実治	川崎市川崎区大島4-15-2
ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	吉邨 博孝	川崎市川崎区浜町1-7-6
ヨシムラ医院	吉邨 泰弘	川崎市川崎区大島上町19-3
渡辺外科内科医院	渡辺 能斌	川崎市川崎区大島2-17-16
さくら中央クリニック	櫻井 与志彦	川崎市川崎区大師本町9-11
あらいくリニック	荒井 康男	川崎市幸区南幸町2-26-12 サスビ・アコート1F
おんだクリニック	恩田 威文	川崎市幸区南幸町2-80
川崎リウマチ・内科クリニック	小井戸 則彦	川崎市幸区大宮町1310 ミュザ 川崎222区画
小林クリニック	小林 睦生	川崎市幸区南幸町2-80
三條医院	三條 明良	川崎市幸区幸町2-697
川崎幸クリニック	杉山 孝博	川崎市幸区南幸町1-27-1
関クリニック	関 文雄	川崎市幸区幸町3-7
第二国道整形外科クリニック	武田 躬行	川崎市幸区南幸町3-95
いきいきクリニック	武知 由佳子	川崎市幸区南幸町2-34-2-1F
ホシノ小児科医院	星野 利勝	川崎市幸区中幸町3-26
ましも内科循環器科	真下 好勝	川崎市幸区南幸町2-21 ウィステリア西口2F

平成23年度川崎市定期予防接種個別協力医療機関

医療機関名	医師名	住 所
森田医院	森田 由里	川崎市幸区南幸町3-14
米田医院	米田 力	川崎市幸区中幸町3-13
田村外科病院	田村 清隆	川崎市幸区戸手1-9-13
植村医院	植村 嘉之	川崎市幸区戸手本町2-192
柁原医院	柁原 啓一	川崎市幸区小倉806
佐々木内科クリニック	佐々木 明德	川崎市幸区小向町3-21
たくま幸クリニック	詫摩 哲郎	川崎市幸区小倉1032 シャリ佐野1F
田中小児科医院	榊井 志保	川崎市幸区塚越2-217
橋爪医院	橋爪 誠	川崎市幸区戸手2-3-12
小向医院	牟田 稔	川崎市幸区小向仲野町12-17
山田小児科医院	山田 尚士	川崎市幸区塚越1-121
パークシティクリニック	大森 尚文	川崎市幸区小倉1-1 パークシティ新川崎クリニック棟217
鎌田医院	鎌田 健司	川崎市幸区南加瀬4-30-2
夢見ヶ崎医院	定方 恭一	川崎市幸区南加瀬1-9-9
川崎セツルメント診療所	鈴木 健修	川崎市幸区古市場2-67
千梨内科クリニック	関 江里子	川崎市幸区下平間359 ｵﾅV201
関口医院	関口 博仁	川崎市幸区古市場1-21
高取内科医院	高取 正雄	川崎市幸区矢上13-6
高橋クリニック	高橋 薫	川崎市幸区北加瀬2-7-20
たつのこどもクリニック	田角 喜美雄	川崎市幸区下平間359 ｵﾅV
ナカオカクリニック	中岡 康	川崎市幸区下平間38
はとりクリニック	羽鳥 裕	川崎市幸区鹿島田1110-1 はとりビル3F
パークシティ皮膚科・泌尿器科	牧 三樹子	川崎市幸区小倉1-1 パークシティ新川崎クリニック棟211
まつやまクリニック	松山 恭輔	川崎市幸区下平間341 ｵﾅⅢ2F
ゆりこどもクリニック	御宿 百合子	川崎市幸区新塚越201 ｵﾅⅠ新川崎5F
ゆいクリニック	由井 郁子	川崎市幸区下平間39-2F
宇藤内科医院	宇藤 浩	川崎市中区西加瀬24-37
わかば子供クリニック	畔野 篤	川崎市中区西加瀬17-8 エキセルビル元住吉1F
平間クリニック	金谷 通	川崎市中区中丸子589-11
菊岡内科医院	菊岡 正和	川崎市中区田尻町35
北村医院	北村 善市	川崎市中区西加瀬28-3
玉川医院	玉川 英堂	川崎市中区上平間558
土井小児科医院	土井 正久	川崎市中区上平間1149-1
わたたに医院	豊田 隆世	川崎市中区下沼部1747
二宮内科小児科クリニック	二宮 嵩寛	川崎市中区北谷町693
野口クリニック	野口 肇	川崎市中区西加瀬16-10 ｵﾅⅠｲﾙ3F元住吉
日本医科大学武蔵小杉病院	黒川 顯	川崎市中区小杉町1-396
あむろ内科クリニック	安室 尚樹	川崎市中区上丸子八幡町796
新丸子皮膚科・アレルギー科クリニック	生富 公明	川崎市中区新丸子町748
えじり子供クリニック	江尻 和夫	川崎市中区新丸子町734-1 7ﾎﾞﾆｵ新丸子1F
おぎわら医院	荻原 裕之	川崎市中区宮内2-12-1
前田医院	小関 温子	川崎市中区新丸子町765
加藤順クリニック	加藤 順一	川崎市中区小杉町3-441-1 エンビ7安藤2F
さとうクリニック	佐藤 牧	川崎市中区小杉町3-8-6 ｵﾅⅠﾃﾞﾝｽ小杉1F
清水医院	清水 歩	川崎市中区今井仲町307
白沢医院	白沢 光太郎	川崎市中区小杉陣屋町1-17-12
田口小児科医院	田口 宏和	川崎市中区今井仲町386-1
田中内科クリニック	田中 洋一	川崎市中区新丸子東1-774
中村医院	中村 泰夫	川崎市中区下沼部1930-2
小杉中央クリニック	布施 純郎	川崎市中区小杉町3-417 第2有馬ビル3F
松本クリニック	松本 正智	川崎市中区丸子通2-440
こすぎ小児科	村田 篤彦	川崎市中区小杉町3-249-2 ｸﾚｱﾎｰﾑｽﾞ 武蔵小杉101
山出内科	柳澤 尚紀	川崎市中区新丸子町727-1
山口外科胃腸科	山口 裕史	川崎市中区新丸子町745-3
ハウズクリニック渡辺内科	渡邊 富博	川崎市中区宮内1-8-3

平成23年度川崎市定期予防接種個別協力医療機関

医療機関名	医師名	住 所
渡辺こども診療所	渡邊 慎	川崎市中原区新丸子東1-788
関東労災病院	調所 廣之	川崎市中原区木月住吉町1-1
有田こどもクリニック	有田 二郎	川崎市中原区井田中ノ町33-5
久保田クリニック	久保田 勇人	川崎市中原区木月祇園町15-1
さかもと内科クリニック	坂本 和彦	川崎市中原区井田1-36-3
佐藤内科小児科医院	佐藤 寛	川崎市中原区井田中ノ町1-23
住吉診療所	佐藤 温	川崎市中原区木月3-7-3
澤口内科クリニック	澤口 健太郎	川崎市中原区木月祇園町14-16 グランビオ元住吉116
元住吉クリニック	高村 安子	川崎市中原区木月2-12-18
竹本小児科医院	竹本 桂一	川崎市中原区井田杉山町13-48
徳植医院	徳植 よう子	川崎市中原区木月1-2-24
みやぎ内科クリニック	宮城 憲一	川崎市中原区木月3-25-10
京浜総合病院	永井 孝三	川崎市中原区新城1-2-5
回生医院	秋丸 大理	川崎市中原区新城中町2-10
上杉クリニック	上杉 毅彦	川崎市中原区下小田中1-15-33
うちだこどもクリニック	内田 啓司	川崎市中原区上新城2-14-23 アドヴァンスクエア武蔵新城1F
おばな内科クリニック	小花 光夫	川崎市中原区上新城2-4-8
武蔵中原しくらクリニック	四蔵 朋之	川崎市中原区下新城2-1-38 キュイブルⅢ101
神保内科クリニック	神保 芳宏	川崎市中原区下小田中2-1-31 中原クリニックビル1F
中原こどもクリニック	関 隆志	川崎市中原区下小田中1-1-6 ミル・プラザ3e 1F
たかはし内科	高橋 正光	川崎市中原区下小田中1-3-6 JOJCビル1F
津田こどもクリニック	津田 正晴	川崎市中原区新城4-1-1
ポプラメディカルクリニック	寺田 江里	川崎市中原区上小田中3-29-2 ザ・クリスティンパークコート1F
中島医院	中島 夏樹	川崎市中原区新城3-5-1
ひろせクリニック	廣瀬 始之	川崎市中原区下小田中3-31-1 フェニックスコート1F
宮崎医院	宮崎 彰	川崎市中原区新城3-13-8
山高クリニック	山高 浩一	川崎市中原区下小田中2-33-39
やまだ内科クリニック	山田 修司	川崎市中原区上新城1-2-28-201
帝京大学医学部附属溝口病院	沖永 恵津子	川崎市高津区溝口3-8-3
虎の門病院分院	熊田 博光	川崎市高津区梶ヶ谷1-3-1
片倉病院	光野 貴一	川崎市高津区新作4-11-16
総合高津中央病院	山中 郁男	川崎市高津区溝口1-16-7
溝の口胃腸科・内科クリニック	石川 泰郎	川崎市高津区坂戸1-6-20 ハイランド・ベイ溝の口
伊藤医院	伊藤 幸雄	川崎市高津区久末1894
にし医院	伊藤 園子	川崎市高津区上作延151-4
高津内科クリニック	上田 裕司	川崎市高津区二子3-33-20
内田内科	内田 和仁	川崎市高津区久地4-24-30 グリーンスクエア1F
千年診療所	大関 一郎	川崎市高津区千年新町29-5
おかの小児科・アレルギー科	岡野 裕二	川崎市高津区久本3-2-1 ウェルワ-1F
かたおか小児科クリニック	片岡 正	川崎市高津区梶ヶ谷3-7-28-101
高津駅前みみ・はな・のどクリニック	加藤 功	川崎市高津区溝口4-1-17 SKD高津駅前ビル1-3F
北浜こどもクリニック	北浜 直	川崎市高津区下作延3-3-10-2F
桐村医院	桐村 一成	川崎市高津区千年200
国島医院	國島 友之	川崎市高津区下作延3-22-7
柴崎医院	柴崎 慎一	川崎市高津区溝口3-9-4
坂戸診療所	関川 泰隆	川崎市高津区坂戸1-6-18
そめや内科クリニック	染谷 貴志	川崎市高津区末長45-1
たかぎ内科クリニック	高木 淳彦	川崎市高津区久本3-14-1-1F
高山クリニック	高山 鉄郎	川崎市高津区久本3-2-3 ヴェルビユ-溝の口
武井クリニック	武井 裕	川崎市高津区下作延2-7-26-101
窪田医院	田中 美砂子	川崎市高津区二子5-10-1
つるや内科クリニック	鶴谷 孝	川崎市高津区久本1-6-5
あおば内科クリニック	難波 康夫	川崎市高津区梶ヶ谷6-2-8
はじかの医院	初鹿野 誠彦	川崎市高津区北見方3-6-35-A
ハタカズコ婦人クリニック	秦 和子	川崎市高津区千年新町28-9

平成23年度川崎市定期予防接種個別協力医療機関

医療機関名	医師名	住 所
梶ヶ谷クリニック	羽生 仁	川崎市高津区末長163-1
久地診療所	林 和弘	川崎市高津区久地4-19-8
ゆめこどもクリニック	林 毅陸	川崎市高津区野川3950 久末マ ^テ ィカルビ ^レ ッジB棟2F
廣津医院	廣津 伸夫	川崎市高津区久本3-6-1-212
ふじクリニック	藤下 昌彦	川崎市高津区溝口1-8-6
KSPクリニック	前田 壽哉	川崎市高津区坂戸3-2-1 KSPビル西503
くじこどもクリニック	丸山 啓子	川崎市高津区久地4-24-30 ケ ^レ リンスクエア2F
宮川クリニック	宮川 弘一	川崎市高津区諏訪1-3-15 FMフラット1F
もぎたて耳鼻咽喉科	茂木立 学	川崎市高津区久本1-2-5 関口第一ビル401
山本医院	山本 均	川崎市高津区子母口728-4
津田山クリニック	横山 護	川崎市高津区下作延6-4-1
渡辺クリニック	渡辺 茂	川崎市高津区下作延2-9-10
川崎市立多摩病院	亀谷 学	川崎市多摩区宿河原1-30-37
稲田堤メディカルクリニック	安彦 篤	川崎市多摩区菅2-15-5
大森医院	石川 信子	川崎市多摩区南生田7-20-21
大倉消化器科外科クリニック	大倉 聡	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5
稲田小児科医院	大出 集	川崎市多摩区菅北浦2-2-24
多摩ファミリークリニック	大橋 博樹	川崎市多摩区登戸新町337 エニビル1F
桜クリニック	岡野 公一	川崎市多摩区登戸3292 ケ ^レ ランジャリオ1F
岡野内科医院	岡野 敏明	川崎市多摩区登戸1737
池田小児科医院	神吉 耕三	川崎市多摩区中野島3-15-15
向ヶ丘久保田内科	久保田 章	川崎市多摩区登戸2708-1 YMビル3F・4F
久保田診療所	久保田 風生	川崎市多摩区宿河原4-21-23
黒須内科クリニック	黒須 知二	川崎市多摩区長沢4-2-9 ケ ^レ リッパ ^レ 松沢207
こう内科クリニック	洪 基哲	川崎市多摩区登戸2766-5 SKビル101
中野島北口コガワクリニック	古河 哲哉	川崎市多摩区中野島6-26-2 F&Fビル2F
コクボ診療所	国保 久光	川崎市多摩区長尾7-3-9
多摩クリニック	桜井 淳	川崎市多摩区布田2-24
清水小児科クリニック	清水 晃	川崎市多摩区菅6-13-20
コハル内科	鈴木 春彦	川崎市多摩区菅4-1-1 コントライ101号
鈴木内科医院	鈴木 雅之	川崎市多摩区登戸新町188
須田メディカルクリニック	須田 直史	川崎市多摩区南生田4-20-2
多摩ハートケアクリニック	高橋 延和	川崎市多摩区登戸2130-2 ア ^ラ スター向ヶ丘遊園208
中野島診療所	高橋 伸之	川崎市多摩区中野島4-9-1
つじ内科クリニック	辻 正人	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5
土屋医院	土屋 広明	川崎市多摩区南生田1-12-2
てづか内科・循環器クリニック	手塚 尚紀	川崎市多摩区菅1-5-12 エ ^レ イトール稲田堤1A
土井医院	土井 義之	川崎市多摩区菅北浦4-11-25
豊田クリニック	豊田 博史	川崎市多摩区登戸3200
中村医院	中村 全	川崎市多摩区登戸新町358-1
西村クリニック	西村 真	川崎市多摩区菅2-4-2 サ ^ニ サイト ^ス 202
たまこどもクリニック	野矢 淳子	川崎市多摩区登戸2948-6
藤田クリニック	藤田 毅	川崎市多摩区中野島3-14-37
牛山クリニック	淵之上 弘道	川崎市多摩区菅馬場3-7-5
牧野クリニック	牧野 秀樹	川崎市多摩区中野島3-27-34 ハ ^ー ド ^ス タ ^ン 7番館
まつもと小児クリニック	松本 廣伸	川崎市多摩区菅1-2-31 プ ^ラ ザ ^ス クリエイト2F
山崎クリニック	山崎 晴義	川崎市多摩区西生田3-26-7
やまもとクリニック	山本 勝	川崎市多摩区登戸新町404 古谷ビル3F
渡辺小児科医院	渡邊 明子	川崎市多摩区栗谷3-1-1 井田ビル207
聖マリアンナ医科大学病院	三宅 良彦	川崎市宮前区菅生2-16-1
あおやぎ内科循環器クリニック	青柳 昭彦	川崎市宮前区菅生2-1-9
宮前平医院	青山 弘毅	川崎市宮前区土橋2-1-30
宮崎台クリニック	泉 正紀	川崎市宮前区宮崎3-14-23
宮前平内科クリニック	伊東 克彦	川崎市宮前区宮前平2-15-2
潮見台植木クリニック	植木 茂年	川崎市宮前区潮見台6-7 ケ ^レ リンス ^ス 潮見台103

平成23年度川崎市定期予防接種個別協力医療機関

医療機関名	医師名	住 所
上野外科胃腸科クリニック	上野 昌一	川崎市宮前区有馬5-1-14
鷺沼透光診療所	氏家 茂樹	川崎市宮前区小台1-20-1 アン・ビ・ジ ねさー 601・602号室
薄井胃腸科外科	薄井 武人	川崎市宮前区有馬1-1-18
おおたけファミリークリニック	大竹 普	川崎市宮前区平1-1-4 平橋クリニック 2F
大野医院	大野 祐子	川崎市宮前区馬絹1745
おおば内科クリニック	大庭 治雄	川崎市宮前区土橋3-3-1 ドクターエ・アール 204
神奈川ひまわりクリニック	小野 龍太	川崎市宮前区宮崎2-9-14 フロムネス宮崎台1F
小野田医院	小野田 昌一	川崎市宮前区馬絹526-7 第一ケービル
加藤クリニック	加藤 剛志	川崎市宮前区宮崎2-12-1 宮崎台フーズビル1F
かねこクリニック	金子 光延	川崎市宮前区馬絹1172-2
鎌田クリニック	鎌田 正広	川崎市宮前区平2-11-3 YOUビル1F
野川クリニック	亀谷 雄一郎	川崎市宮前区野川3021
河野医院	河野 勝驥	川崎市宮前区土橋3-3-4
川原小児科	川原 千鶴子	川崎市宮前区馬絹2421-32
菊岡医院	菊岡 理	川崎市宮前区小台2-22-7
くりう内科クリニック	栗生 和幸	川崎市宮前区神木2-2-1 宮崎台メディカルプラザ A-2
高口医院	高口 洋朗	川崎市宮前区宮崎3-4-37
小林外科胃腸科	小林 達哉	川崎市宮前区神木本町2-2-17
佐治医院	佐治 正勝	川崎市宮前区野川2238-7
鈴鹿小児科医院	鈴鹿 隆久	川崎市宮前区土橋1-24-18
隅田小児科	隅田 展廣	川崎市宮前区土橋6-15-1 宮前平ホームハウスB-115
たかはしクリニック	高橋 俊光	川崎市宮前区宮崎2-13-1 トンジン宮崎台1F
竹中医院	竹中 希久夫	川崎市宮前区菅生5-5-21
好生堂医院	田村 俊	川崎市宮前区野川963
こども元気！内科クリニック	手塚 勝也	川崎市宮前区野川3000
みやびクリニック	中田 雅弘	川崎市宮前区南平台3-17
長畑小児科医院	長畑 節子	川崎市宮前区有馬5-17-21
中村小児クリニック	中村 富久子	川崎市宮前区野川3021
根岸耳鼻咽喉科医院	根岸 達郎	川崎市宮前区宮前平2-1-5
宮前平グリーンハイツ診療所	橋本 眞佐子	川崎市宮前区けやき平1-16-209
五所塚診療所	浜島 秀典	川崎市宮前区五所塚1-21-4
原クリニック	原 俊雄	川崎市宮前区鷺沼4-10-5
馬目整形外科・内科クリニック	馬目 晃匡	川崎市宮前区野川122
丸田クリニック	丸田 桂子	川崎市宮前区鷺沼3-4-5
武藤小児科医院	武藤 正之	川崎市宮前区鷺沼3-1-20 竹内ビル2F
村上循環器科内科皮膚科	村上 康文	川崎市宮前区野川3000 野川メディカルセンター2F
もぎ循環器科内科医院	茂木 純一	川崎市宮前区宮崎5-14-19
本村医院	本村 智子	川崎市宮前区東有馬5-24-1
森島小児科内科クリニック	森島 昭	川崎市宮前区東有馬3-15-10
クリニックのびのびキッズピア	山本 弘子	川崎市宮前区宮前平2-15-3 ダイビル201
鷺沼診療所	行形 毅	川崎市宮前区有馬1-22-16
田園都市クリニック	横田 雅史	川崎市宮前区鷺沼1-22-7 カーサステレーヤ1F
たま日吉台病院	雨宮 章	川崎市麻生区王禅寺1105
あさひファミリークリニック	朝日 洋一	川崎市麻生区百合丘2-16-6
はるひ野内科クリニック	荒木 康史	川崎市麻生区はるひ野4-4-1 はるひ野メディカルレジ A棟1F
池内クリニック	池内 孝夫	川崎市麻生区栗平2-1-6
ユミカ内科小児科ファミリークリニック	石川 結美香	川崎市麻生区上麻生5-40-1
新百合ヶ丘石田クリニック	石田 一雄	川崎市麻生区上麻生1-5-2 日土地新百合ヶ丘ビル4階
内田医院	内田 健夫	川崎市麻生区百合丘1-2-1
岡崎医院	岡崎 武臣	川崎市麻生区王禅寺東2-13-1
上麻生内科	小関 新	川崎市麻生区上麻生2-11-21
すこやかこどもクリニック	小野木 恵子	川崎市麻生区白鳥3-5-2 ガーデンビル 白鳥1-B
新ゆりクリニック	小野田 肇	川崎市麻生区万福寺1-8-7 ハストル新百合丘101
光中央診療所	小幡 純一	川崎市麻生区万福寺1-8-7 ハストル新百合丘1-103
おばた小児クリニック	小幡 俊彦	川崎市麻生区千代ヶ丘4-18-12 スカイプラザ 1-A

平成23年度川崎市定期予防接種個別協力医療機関

医療機関名	医師名	住 所
栗木台かわぐちクリニック	川口 文夫	川崎市麻生区栗木台1-2-3
北村クリニック	北村 隆信	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6 王禅寺マ ^デ ィアル1F
ゆうクリニック	木村 孝	川崎市麻生区王禅寺東5-2-9
喜里山小児クリニック	喜里山 慶子	川崎市麻生区上麻生5-38-7 サ ^ブ ラス柿生2F
小児科後藤医院	後藤 茂子	川崎市麻生区岡上100
小林内科医院	小林 明文	川崎市麻生区上麻生1-9-10
ごみぶちクリニック	五味 誠	川崎市麻生区王禅寺西5-1-30 1階B
新百合ヶ丘こどもクリニック	重永 博登志	川崎市麻生区万福寺1-2-3
しもやまこどもクリニック	下山 文紀	川崎市麻生区百合丘1-5-4 米山ビ ^ル 1F
柿生内科クリニック	菅田 文彦	川崎市麻生区上麻生5-38-10
ともクリニック	鈴木 知子	川崎市麻生区上麻生5-6-8
嶋崎内科医院	滝田 孝之	川崎市麻生区千代ヶ丘8-1-1-202
新ゆり内科	高橋 央	川崎市麻生区王禅寺西4-3-8
百合ヶ丘診療所	竹岡 知子	川崎市麻生区百合丘1-16-12 サン ^ワ ル百合ヶ丘8-101
玉川内科クリニック	玉川 恭士	川崎市麻生区白山4-1-1-119
塚本医院	塚本 房江	川崎市麻生区栗木台2-15-5
あさお診療所	西村 真紀	川崎市麻生区上麻生2-1-10
たくこどもクリニック	橋本 卓史	川崎市麻生区上麻生5-6-18 泰平ビ ^ル 柿生201
新ゆり山手通りこどもクリニック	東芝 直樹	川崎市麻生区万福寺6-7-2 マ ^デ ィアルビル ² 階
平井内科クリニック	平井 洋一	川崎市麻生区五力田2-2-1-103
ふるたクリニック	古田 一徳	川崎市麻生区百合丘1-19-2 司生堂ビ ^ル 1階
ミオ医院	三尾 英之	川崎市麻生区王禅寺東5-1-5
みぞぶちクリニック	溝渕 昇	川崎市麻生区上麻生6-9-2 ビ ^デ ィアティ晃和1F
光永医院	光永 忍	川崎市麻生区百合丘1-2-2
みねき内科クリニック	峯木 仁志	川崎市麻生区東百合丘2-29-10
ニコニコこどもクリニック	宮下 好洋	川崎市麻生区はるひ野4-4-1 はるひ野マ ^デ ィアル ^レ ヅ ^ン C棟-1F
村松小児科医院	村松 芳子	川崎市麻生区王禅寺東3-29-3
新百合ヶ丘龍クリニック	龍 誠之助	川崎市麻生区古沢7

川崎市告示第198号

平成23年度定期結核予防接種を予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 実施期間
平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで
- 実施機関
保健所及び専門相談協力医療機関等
- 実施対象者
生後 6 月に至るまでの間にある者
- 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - 明らかな発熱を呈している者
 - 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - 結核予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

- 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- 上記(1)～(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第199号

地域包括支援センターの設置について

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第3項の規定に基づき地域包括支援センターの設置に係る届出がありましたので、同条第6項において準用する同法第69条の14第1項の規定に基づき告示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

地域包括支援センター の設置者及び主たる事 務所の所在地	社会福祉法人 中川徳生会 横浜市都筑区南山田 2-39-35
代表者の氏名及び住所	理事長 高橋 幸治 横浜市都筑区南山田 2-39-35

地域包括支援センター の名称及び所在地	地域包括支援センターこだなか 川崎市中原区上小田中 1－28－55
設置年月日	平成23年 4 月 1 日

川崎市告示第200号

川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第14条第3項ただし書の規定により金銭出納員を設置し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項及び同規則第3条の3第3項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務について、次のとおり委任させましたので、同法第171条第4項後段の規定により告示します。

委任を受けた者の職	委任を受けた事務の範囲	委任を受けた期間
経済労働局産業振興部金銭出納員 （経済労働局産業振興部担当課長（新産業創出担当））	経済労働局産業振興部新産業創出担当の事務事業に附帯する諸収入の収納	平成23年 4 月 1 日から 平成24年 3 月31日まで

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市告示第201号

川崎市物品会計規則（昭和39年川崎市規則第32号）第16条第3項の規定により物品出納員を設置し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務について、次のとおり委任させましたので、同法第171条第4項後段の規定により告示します。

委任を受けた者の職	委任を受けた事務の範囲	委任を受けた期間
環境局生活環境部廃棄物政策担当物品出納員（環境局生活環境部廃棄物政策担当の庶務を担当する担当係長）	環境局生活環境部廃棄物政策担当の物品（基金に属する動産を含む。）の出納保管に関する事務	平成23年 4 月 1 日から 平成24年 3 月31日まで
環境局施設部（仮称）リサイクルパークあさお建設担当物品出納員（環境局施設部（仮称）リサイクルパークあさお建設担当の庶務を担当する担当係長）	環境局施設部（仮称）リサイクルパークあさお建設担当の物品（基金に属する動産を含む。）の出納保管に関する事務	平成23年 4 月 1 日から 平成24年 3 月31日まで
経済労働局産業振興部新産業創出担当物品出納員（経済労働局産業振興部（新産業創出担当）の庶務を担当する担当係長）	経済労働局産業振興部新産業創出担当の物品（基金に属する動産を含む。）の出納保管に関する事務	平成23年 4 月 1 日から 平成24年 3 月31日まで

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市告示第202号

川崎市まちづくり局景観・まちづくり支援課刊行物の有償頒布業務に係る収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市まちづくり局景観・まちづくり支援課刊行物の頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 受託者の所在地及び名称
川崎市川崎区東田町 6 番地 2 川崎市職員生活協同組合
- 2 委託する事務の種類
川崎市まちづくり局景観・まちづくり支援課刊行物の頒布代金の収納事務
- 3 委託する期間
平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

川崎市告示第203号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、富士見公園における、次に掲げる使用料の収納事務を委託したので告示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 受託者の所在地及び名称
川崎市中原区等々力 3 番12号
財団法人 川崎市公園緑地協会
理事長 碓 親 二
- 2 受託事務
富士見公園内弓道場及び相撲場の使用料の収納事務
- 3 受託期間
平成23年 4 月 1 日から24年 3 月31日まで
ただし、休場日は除く。

川崎市告示第204号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、等々力緑地釣池使用料収納事務を次のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 受託者の所在地及び名称
川崎市中原区等々力 3 番12号
財団法人 川崎市公園緑地協会
理事長 碓 親 二
- 2 委託する事務の種類
等々力緑地釣池使用料収納事務

3 委託する期間
平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

川崎市告示第205号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、等々力陸上競技場個人使用料収納事務を次のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成23年 4 月 1 日
川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 受託者の所在地及び名称
川崎市中原区等々力 3 番12号
財団法人 川崎市公園緑地協会
理事長 碓 親 二
- 2 委託する事務の種類
等々力陸上競技場個人使用料収納事務
- 3 委託する期間
平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

川崎市告示第206号

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例関係規程集」の有償頒布業務に係る収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例関係規程集の頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成23年 4 月 1 日

- 川崎市長 阿 部 孝 夫
- 1 受託者の所在地及び名称
川崎市川崎区東田町 6 番地 2 ミヤダイビル 2 F
川崎市職員生活協同組合
- 2 委託する事務の種類
「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例関係規程集」の頒布代金の収納事務
- 3 委託する期間
平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

川崎市告示第207号

東扇島中公園バーベキュー施設等管理業務委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市港湾施設条例及び同条例施行規則の規定に基づく施設の使用料の収納事務を含む業務を委託したので、同条第2項の規定により、告示します。

平成23年 4 月 1 日

- 川崎市長 阿 部 孝 夫
- 1 受託者の所在地及び名称

- 川崎市川崎区東扇島38番地 1
社団法人 川崎港振興協会
会長 齋藤 文夫
- 2 委託事務
川崎市港湾施設条例第13条第1項第19号に規定する使用料に関する収納事務
- 3 委託期間
平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

川崎市告示第208号

東扇島西公園及び東公園駐車場機器管理等業務委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市港湾施設条例及び同条例施行規則の規定に基づく施設の使用料の収納事務を含む業務を委託したので、同条第2項の規定により、告示します。

平成23年 4 月 1 日

- 川崎市長 阿 部 孝 夫
- 1 受託者の住所及び名称
横浜市港北区菊名 7 丁目 3 番22号
アマノ第二ギャラクシービル
アマノマネジメントサービス 株式会社
代表取締役 林 博文
- 2 委託事務
川崎市港湾施設条例第13条第1項第19号に規定する使用料に関する収納事務
- 3 委託期間
平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

川崎市告示第209号

平成23年度川崎市一般廃棄物処理計画

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成 4 年川崎市条例第51号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成23年度川崎市一般廃棄物処理計画を次のとおり告示します。

平成23年 4 月 1 日

- 川崎市長 阿 部 孝 夫
- 平成23年度川崎市一般廃棄物処理計画
- 1 区域
川崎市全域
- 2 処理計画量

(1) ごみ

	収集対象人口（人）	処理計画量（トン）
計画収集	1, 439, 800	338, 262
施設搬入		125, 272
合 計		463, 534

(2) し尿・浄化槽汚泥等

	収集対象人口 (人)	処理計画量 (キロリットル)
し尿収集	14,171	9,009
浄化槽清掃	9,546	17,927
汚泥処理		12,012
処理計画総量		38,948

3 一般廃棄物の排出抑制及び再生利用等の方策

(1) 再使用、再生利用可能な廃棄物の収集等

ア 再生利用可能な廃棄物を分別収集する。

・収集日 週1回の定曜日収集とし、月曜日から土曜日のうち地域毎に収集曜日を定めて実施する。

・収集対象物 空き缶・空き瓶・ペットボトル・使用済み乾電池・ミックスペーパー・プラスチック製容器包装 (川崎区・幸区・中原区の3区のみ実施)

イ 地域毎に月2回の粗大ごみ収集日に、30cm未満の小型金属類を「小物金属」として分別収集する。

ウ 古紙の収集については、資源集団回収の補完的な事業として実施する。

エ 廃蛍光管については、拠点回収 (モデル事業) を実施し、民間事業者に資源化を委託する。

オ 市民が排出する粗大ごみのうち、再利用可能な家具等については、リサイクルビレッジ及びリサイクルコミュニティセンターに展示して市民に提供するなど、可能な限り資源の有効利用を図る。

カ 市内8小学校と2区役所内レストランから排出される生ごみを大学及び民間事業者に委託して肥料化及び飼料化を行う (モデル事業)。

(2) 資源回収の実施

ア 粗大ごみ処理施設における資源の回収
処理の過程において粗大ごみ及び小物金属中から金属類を回収する。

イ 資源化処理施設における資源の回収
資源化処理施設において空き缶、空き瓶、ペットボトル、ミックスペーパー及びプラスチック製容器包装の再資源化を図る。

(3) 資源集団回収実施への支援

ア 根拠 川崎市資源集団回収事業登録団体奨励金交付要綱等

イ 支援方法 ・実施団体に対し、奨励金を交付する。
・回収業者に対し、報償金を交付する。

・川崎市資源集団回収事業連絡協議会に対し助成する。

ウ 対象品目 ・紙類・布類・びん類 (リターナブルびんに限る)

エ 布類については、資源集団回収の補完的な事業として、生活環境事業所において拠点回収を行う。

(4) 市民団体によるリサイクル活動への支援

ア 根拠 川崎市生ごみリサイクル活動助成金交付要綱

イ 支援方法 家庭から発生する生ごみを堆肥化し、有効活用する市民団体の活動に対し助成金を交付する。

(5) 資源化計画量

再生利用可能な廃棄物の収集量	47,777 トン
市の処理施設からの資源回収量	1,230 トン
市民資源集団回収量	62,000 トン
資源化量合計	111,007 トン

(6) 川崎市廃棄物減量指導員の委嘱

定数 1,963人

組織 川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会及び各区廃棄物減量指導員連絡協議会

(7) 廃棄物に係る環境学習

3R推進講演会の開催、社会科副読本 (「くらしとごみ」) の配布、施設見学会、出前ごみスクール、ふれあい出張講座の実施

(8) 再生利用等の普及啓発施設の運営

施設名	住所	
橘リサイクルコミュニティセンター	高津区新作1-20-3	
リサイクルビレッジ堤根	川崎区堤根52	
リサイクルビレッジ王禅寺※	麻生区王禅寺1285	※休館中

(9) 市民に対する普及啓発活動等

ア 市政だより、ホームページ、リーフレット及びポスター等各種広報媒体による啓発

イ 3Rの推進に関する行事開催

ウ 家庭用生ごみ処理機等購入者への助成

エ 廃棄物の排出抑制及び分別排出への協力要請

オ エコマーク製品、グリーンマーク製品等、再生品等の積極的使用の協力要請

カ 減量、再生利用等の実績が顕著な市民等の表彰

キ ごみの減量、資源化、美化推進に係る恒常的な普及啓発活動

ク 市民祭り・区民祭への出展

(10) 事業者に対する指導等

ア 事業系一般廃棄物多量・準多量排出事業者に対

する減量化、資源化等の指導
 イ 排出事業者向けごみ減量化、資源化冊子等の作成
 ウ 事業系ごみの減量化及び資源化の推進
 エ 事業系ごみの適正排出の指導
 オ 適正包装の推進
 カ リサイクルエコシヨップ制度の普及
 キ 一般廃棄物処理業者の立入検査及び実績報告書

の徴収事務等
 ク 一般廃棄物処理業の許可事務等（更新対象業者数：29業者）
 4 一般廃棄物処理計画
 (1) ごみ処理計画
 ア ごみ収集計画等
 (ア) ごみ収集計画

区分		収集計画量 (トン)	収集方法及び 収集運搬主体	搬 入 先	処理処分方法及 び処理処分主体	市民及び事業者等の 協力義務等
家庭系 廃棄物	普通ごみ	281,507	ステーション方式 (所定の集積所)に よる週3回の定曜日 収集とし、地域毎に 収集曜日を定めて実 施する。(市)	処理センター及び加瀬 クリーンセンター	焼却後埋立(市)	可能な限り再生利用等の減 量を行って排出すること。 排出方法は、所定の集積所 に原則としてふた付きポリ 容器又は透明・半透明袋に より行うこと。 竹串等鋭利なものについて は折るなどし、また、ガラ ス・陶磁器については厚紙 に包み、危険であることを 表示した上排出すること。 収集後は集積所の清掃等 を行い、清潔の保持に努め ること。 分別対象の廃棄物は混入し ないこと。
	粗大ごみ 〔 〕は再利用 可能な家具等に 限る。	8,410	収集申込みによる地 域毎の月2回の戸別 収集を実施する。(委 託) 〔市あるいは橋リサ イクルコミュニティ センター指定管理者 が引き取りを行う〕	浮島処理センター粗大 ごみ処理施設及び橋処 理センター粗大ごみ処 理施設 〔リサイクルビレッジ 及びリサイクルコミュ ニティセンター等〕	金属類は資源化 (委託) 可燃物は焼却 (市) 〔市民への提供 など、資源の有 効利用を図る〕	再利用可能なものは、排出 抑制に努めること。
	テレビ、エ アコン、電 気冷蔵庫、 電気冷凍 庫、電気洗 濯機、衣類 乾燥機※1	6,696	小売業者が回収する。	市ストックヤード(川 崎家電リサイクル協 議会加盟小売業者に 限る)及び指定引取場所	製造事業者等 による再商品化等	対象品目の再商品化等が確 実に実施されるよう、適切 に引き渡すこと。 収集運搬及び再商品化等 に必要な料金を支払うこと。
	パソコン※ 2	175	製造事業者等が回収 する。	製造事業者等が指定 する回収場所	製造事業者等 による再資源化	対象機器の再資源化が確 実に実施されるよう、適切 に引き渡すこと。 再商品化等に必要な料 金を支払うこと。
	原動機付き 自転車	64	製造事業者等が回収 する。	製造事業者等が指定 する回収場所	製造事業者等 による再資源化	対象車の再資源化が確 実に実施されるよう、適切 に引き渡すこと。 再商品化等に必要な料 金を支払うこと。

空き缶	7,431	ステーション方式 (所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(市)	南部リサイクルセンター、堤根処理センター資源化处理施設、橘処理センター内ストックヤード及びJ R貨物梶ヶ谷ターミナル駅資源物積替施設	資源化(委託)	缶内の残留物を除去し、ペットボトルと一緒に透明又は半透明袋に入れて排出すること。
空き瓶	11,016	ステーション方式 (空き瓶収集容器)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(市及び委託)	南部リサイクルセンター、堤根処理センター資源化处理施設、王禅寺処理センター内ストックヤード及びJ R貨物梶ヶ谷ターミナル駅資源物積替施設	資源化(委託)	雑瓶を対象とし、瓶内の残留物を除去し、空き瓶入れに排出すること。 生き瓶は販売店又は資源集団回収等に出すこと。
ペットボトル	4,941	ステーション方式 (所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(市)	南部リサイクルセンター、堤根処理センター資源化处理施設、橘処理センター内ストックヤード及びJ R貨物梶ヶ谷ターミナル駅資源物積替施設	資源化(委託)	ボトル内の残留物を除去し、キャップ・ラベルを取り、つぶしてから空き缶と一緒に透明又は半透明袋に入れて排出すること。
小物金属	2,415	ステーション方式 (所定の集積所)による月2回の隔週定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター粗大ごみ処理施設及び橘処理センター粗大ごみ処理施設	資源化(委託)	散乱しやすいものは、紐かテープにより結束して排出すること。 なお、鋏、剃刀、包丁等は厚紙に包むなど安全に配慮すること。
使用済み乾電池	256	ステーション方式 (所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(市)	処理センター、南部リサイクルセンター、加瀬クリーンセンター及びJ R貨物梶ヶ谷ターミナル駅資源物積替施設	資源物抽出型無害化处理(委託)	乾電池が確認できる透明又は半透明袋に入れ、資源物集積所に排出すること。 ボタン型・充電式電池は、販売店等の回収に協力すること。
古紙	192	資源集団回収の補完的な事業として実施する。(市)	生活環境事業所、処理センター及び加瀬クリーンセンターのストックヤード	資源化(委託)	可能な限り資源集団回収及び古紙回収業者に排出すること。
ミックスペーパー	15,716	ステーション方式 (所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター資源化处理施設及びJ R貨物梶ヶ谷ターミナル駅資源物積替施設	資源化(委託)	ミックスペーパー対象物※3は紙袋に入れる、包装紙で包む、または、紐で縛るなど中身が出ないようにして排出すること。
プラスチック製容器包装	5,810	ステーション方式 (所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター資源化处理施設	資源化(委託)	軽く洗うか、汚れをふき取り透明又は半透明の中身の確認できる袋に入れて排出すること。
道路清掃ごみ	568	公衆用くず入れのごみ収集及び駅前喫煙所の清掃等を実施する。(市)	処理センター	焼却後埋立(市)	公共の場所に吸い殻、空き缶等の投げ捨てはしないこと。
犬猫等の死体	4,531個	市民からの申込み等により、個別収集を実施する。(市)	処理センター及び加瀬クリーンセンター	専用焼却炉により焼却(市)	申込みに際しては、段ボール箱等に収納して排出すること。

事業系一般廃棄物	普通ごみ	125,055	事業者自ら又は許可業者が指定処理施設に運搬する。ただし、特別の事情がある場合は、市が収集運搬を行う。※4	指定処理施設	焼却後埋立（市）	可能な限り再資源化を行うなど減量化を図ること。 焼却不適物や産業廃棄物は混入しないこと。 許可業者に処理を委託する場合は、保管場所、収集時間、排出方法等について十分協議し、適正排出に努めること。 保管場所の清掃等を行い、清潔の保持に努めること。
	犬猫等の死体 （実験動物の死体を除く。）	989個	事業者自ら指定処理施設に運搬する。	指定処理施設	専用焼却炉により焼却（市）	段ボール箱等に収納して排出すること。
	実験動物の死体	事業者が自らの責任において適正処理する。				
	資源物	原則として、事業者が自らの責任において資源化する。				
	生ごみ及び木くず※5	事業者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者が、一般廃棄物処分業者の処理施設に搬入・処理する。				

※1 特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に定める特定家庭用機器が廃棄物となったものに限る。

※2 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第12項に定める指定再資源化製品であって「パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」に基づき、製造事業者等による自主回収及び再資源化が可能なものに限る。

※3 ミックスペーパーの対象物は次のもの以外の紙類とする。

- (1) 資源集団回収対象品目の紙類（実施団体により異なる）
- (2) 臭いの強い紙類
- (3) 不衛生な紙類

※4 市が事業系一般廃棄物を収集運搬する場合は次のとおりとする。

- (1) 事業者が無償の社会奉仕活動として行う公共の場所の清掃・美化活動
- (2) 天災のために特に必要と認める者
- (3) 社会福祉関係の施設であって、市が処理を行うと認定した施設等
- (4) その他市長が特に必要と認める施設等

※5 生ごみにあつては資源化するものに限り、また木くずにあつては資源化等するもの又は指定処理施設の受入基準に適合させるために処理するものに限る。

（イ）市が収集しないごみ

区 分	廃棄物の例	適 用
有害性物質を含む物	人体に影響を及ぼすおそれのある化学物質を含む物 （硫酸、塩酸、苛性ソーダ、農薬、毒劇物性薬品等）	販売店等に相談し、適正な処理を行うこと。
引火性のある物	可燃性のもので着火点が低く、火炎によって瞬間的に燃え出す物質 （ガソリン、シンナー、灯油、多量のマッチ、花火、火薬等）	
危険性のある物	収集運搬等の安全作業に支障を及ぼす物 （爆発物、銃砲刀剣類、注射針等）	
著しく悪臭を発する物	著しく悪臭を発する物 （汚物及び汚物の付着した紙おむつ等）	排出の方法又は排出の量によっては、収集が可能となるものもある

市の処理施設で処理できない物	一辺の長さが概ね2メートルを超える粗大ごみ、堅牢な物等、収集車両及び処理施設の能力を超えるもの	め、その処理については、事前に環境局又は生活環境事業所の指示に従うこと。
----------------	---	--------------------------------------

(ウ) 特別管理廃棄物の取扱

一般家庭から排出されるPCB使用部品を含む電子レンジのうち、PCB使用部品を除去したものについては、粗大ごみの収集対象とする。

(エ) 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第26条に規定する指定処理施設

指定処理施設名	搬入しようとする事業系一般廃棄物が排出された区
浮島処理センター	川崎市内全域
堤根処理センター	中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区
橘処理センター	宮前区・多摩区・麻生区
王禅寺処理センター	麻生区

※一日平均30キログラムを超えないごみを排出する事業者で、一回の搬入量が200キログラム以下の事業者については、全ての指定処理施設に搬入することができる。

※犬猫等の死体（実験動物の死体を除く。）については、全ての指定処理施設に搬入することができる。

イ ごみ中継輸送計画及び中継施設

(ア) 中継輸送計画

ごみ種別	中 継 区 域	輸送計画量 (トン)
普通ごみ	加瀬クリーンセンター (車両) → 浮島処理センター 及び 堤根処理センター	58,110
	橘処理センター (車両) → J R 梶ヶ谷ターミナル駅 (鉄道) → 神奈川臨海鉄道 末広町駅 (車両) → 浮島処理センター	24,525
空き缶・ペットボトル	J R 梶ヶ谷ターミナル駅 (鉄道) → J R 川崎貨物駅 (車両) → 南部リサイクルセンター	1,382
	橘処理センター内ストックヤード (車両) → 水江缶・ペットボトルリサイクルセンター	6,296
空き瓶	J R 梶ヶ谷ターミナル駅 (鉄道) → J R 川崎貨物駅 (車両) → 南部リサイクルセンター	3,019
	王禅寺処理センターストックヤード (車両) → 堤根処理センター資源化処理施設	3,130
ミックスペーパー	J R 梶ヶ谷ターミナル駅 (鉄道) → J R 川崎貨物駅 (車両) → 浮島処理センター資源化処理施設	9,170
焼却灰	橘処理センター 及び 王禅寺処理センター (車両) → J R 梶ヶ谷ターミナル駅 (鉄道) → 神奈川臨海鉄道 末広町駅 (車両) → 浮島廃棄物埋立処分場 (2期地区)	26,280

(イ) 中継施設

施設名	所在地	形式	公称能力	受入計画量
加瀬クリーンセンター	幸区加瀬4-40-23	ごみ圧縮・専用コンテナ詰め込み	300トン／5h	58,110トン

ウ 中間処理計画

(ア) 焼却処理

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン／24h)	処理計画量 (トン)	焼却灰量 (トン)
浮島 処理センター	川崎区浮島町509番地 1	全連続燃焼式	900	164,600 (内施設搬入分56,985)	22,221
堤 根処理センター	川崎区堤根52	全連続燃焼式	600	77,550 (内施設搬入分29,675)	10,624
橘 処理センター	高津区新作 1－20－1	全連続燃焼式	600	104,820 (内施設搬入分35,540)	16,981
王禅寺 処理センター	麻生区王禅寺1285	全連続燃焼式	450	64,130 (内施設搬入分 2,855)	9,299
計			2,550	411,100 (内施設搬入分125,055)	59,125

(イ) 破碎処理 (小物金属含む)

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン／5 h)	処理計画量 (トン)
浮島処理センター 粗大ごみ処理施設	川崎区浮島町509番地 1	回転式、剪断式破碎機	50	4,710
橘処理センター 粗大ごみ処理施設	高津区新作 1－20－1	回転式、剪断式破碎機	50	6,115
計			100	10,825

(ウ) 資源化処理

a 空き缶及びペットボトル

施設名	所在地	品目	形式	公称能力 (トン)	受入計画量 (トン)
南部 リサイクルセンタ ー	川崎区夜光 3－1－3	空き缶	磁選圧縮成型	28／7h	2,634
		ペットボトル	圧縮・結束	7／7h	1,752
堤根処理センター 資源化処理施設	幸区柳町74－3	空き缶	磁選圧縮成型	15／5h	971
		ペットボトル	圧縮・結束	1.5／5h	717
民間資源化施設 (委託)(水江缶・ ペットボトルリサ イクルセンター)	川崎区水江町	空き缶	選別、圧縮・成型等	—	3,826
		ペットボトル	選別、圧縮・結束等	—	2,472
計		空き缶		—	7,431
		ペットボトル		—	4,941

b 空き瓶

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン／5 h)	受入計画量 (トン)
南部 リサイクルセンター	川崎区夜光 3－1－3	自動色選別	45	5,382
堤根処理センター 資源化処理施設	川崎区堤根52	手選別	20	5,634
計			65	11,016

c 使用済み乾電池

施設名	処理内容	受入計画量 (トン)
民間資源化施設 (委託)	運搬・処理委託し、重金属回収・無害化処理を行う。	256

d ミックスペーパー

施設名	所在地	処理内容・形式	公称能力 (トン/10h)	受入計画量 (トン)
浮島処理センター資源 化処理施設	川崎区浮島町509番地 1	選別、圧縮	70	15,716

e プラスチック製容器包装

施設名	所在地	処理内容・形式	公称能力 (トン/10h)	受入計画量 (トン)
浮島処理センター資源 化処理施設	川崎区浮島町509番地 1	選別、圧縮・梱包	55	5,810

(エ) 動物死体処理

施設名	所在地	処理対象物	公称能力	受入計画量
浮島処理センター 動物死体処理施設	川崎区浮島町509番地 1	犬猫等の死体	150キログラム/5h × 2 炉	5,520個

エ 最終処分計画

施 設 名			浮島廃棄物埋立処分場（２期地区）	
所 在 地			川崎区浮島町523番地 1 先	
埋立計画量	都市施設廃棄物	一般廃棄物	59,125	トン
		産業廃棄物	2,425	トン
	産業廃棄物		349	トン
	一般廃棄物		371	トン
	合計		62,770	トン
埋立対象物			燃え殻、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、汚泥	

※市が行う処理に支障をきたさない範囲において、一般家庭から排出される埋立対象物について、搬入を受け入れる。

オ 特定家庭用機器再商品化法に定める特定家庭用機器の引取場所

(ア) 特定家庭用機器再商品化法第17条に規定する指定引取場所

	場 所
指定引取場所	高津区下野毛 2-14-1

(イ) 川崎家電リサイクル協議会加盟小売業者が利用できる市ストックヤード

	場 所	取扱量 (トン)
川崎生活環境事業所	川崎区堤根52	30
多摩生活環境事業所	多摩区枳形 1-14-1	53

カ 市が処理する産業廃棄物

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第29条第2項の規定に基づき、市が処理する産業廃棄物を次のとおり定める。

- (ア) 発生場所 川崎市内
- (イ) 排出者 川崎市内の小規模企業者
- (ウ) 処理の方法 埋立

(エ) 対象物

市が行う一般廃棄物の処理に支障をきたさない産業廃棄物の一部について、市の処理施設への搬入を受け入れる。なお、焼却処理施設での受入は行わない。

(オ) 種類等

処理方法	産業廃棄物の種類	受入基準
埋 立	ガラス及び 陶磁器くず	再生利用が困難なもの 最大径15cm以下のもの 中空でないもの 有害でないもの
	がれき類	再生利用が困難なもの 最大径概ね30cm以下のもの 中空でないもの 有害でないもの

※収集計画量と処理計画量は、焼却炉の運転状況等により必ずしも一致しない。

(2) 生活排水処理計画

し尿収集、浄化槽清掃及び汚泥収集は市が行う。また、これに伴うし尿及び浄化槽汚泥処理は市が行う。

ア し尿収集及び浄化槽清掃計画

	対 象 件 (基) 数	計 画 量 (キロリットル)	収集及び清掃方法	市民等の協力義務等
し尿収集 (仮設トイレ収 集分 含む)	13,498件	9,009	・原則として、月 2回収集とする。 ・仮設トイレは事 業者等からの申込 みにより収集を実 施する。	公共下水道処理区域内においてくみ取りト イレを設けている建築物等の所有者は、下 水道直結の水洗化に努めること。 便槽内に布切れ等異物を投入しないこと。 くみ取り口等から雨水等が流入しないよう にすること。
浄化槽清掃	5,555基	17,927	設置管理者の申込 みによる各戸清掃 とする。	公共下水道処理区域において浄化槽を設け ている建築物等の所有者は、下水道直結の 水洗化に努めること。
汚泥収集	787件	12,012		

イ し尿及び浄化槽汚泥処理計画

施設名	所在地	処理方法	公称能力 (キロリットル／h)	受入計画量 (キロリットル)
入江崎 クリーンセンター	川崎区塩浜 3-14-1	夾雑物を除去し、希釈 して下水処理施設へ圧 送する。	20.0	25,376
宮前生活環境事業所	宮前区宮崎172	汚泥を沈殿分離し上 澄水を希釈して下水 管に投入する。	8.0	15,860

ウ 公衆トイレ清掃計画

公衆トイレ数	清掃方法	市民等の協力義務等
15	・原則、1日2回清掃を行う。 ・2日以上清掃間隔を空けない。	利用者が快適に使用できるように清 潔に使用すること。

川崎市告示第210号

川崎市経済労働局企画課刊行物の有償頒布
業務に係る収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第
1 項の規定により、川崎市経済労働局企画課刊行物の頒
布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第
2 項の規定により告示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 受託者の所在地及び名称
川崎市川崎区東田町 6－2 ミヤダイビル 2 階
川崎市職員生活協同組合
- 2 委託する事務の種類
川崎市経済労働局企画課刊行物の頒布代金の収納事
務
- 3 委託する期間
平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月30日まで

川崎市告示第211号

指定介護予防支援事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の22第 1
項の規定による指定介護予防支援事業者の指定に係る申
請がありましたので、同法第115条の30の規定に基づき
告示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1405200070
事業所の名称 及び所在地	地域包括支援センターこだなか 川崎市中原区上小田中 1－28－55
申請者の名称及び 主たる事業所の所在地	社会福祉法人 中川徳生会 横浜市都築区南山田 2－39－35
代表者の氏名	高橋 幸治
指 定 年 月 日	平成23年 4 月 1 日
サ ー ビ ス の 種 類	介護予防支援

川崎市告示第212号

指定介護予防支援事業の廃止について

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の25第 2
項の規定による指定介護予防支援事業の廃止に係る申請
がありましたので、同法第115条の30の規定に基づき告
示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1405200013
事業所の名称 及び所在地	こだなか介護予防支援事業所 神奈川県川崎市中原区上小田中 1－ 28－55

申請者の名称及び 主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	社会福祉法人くぬぎざか福祉会 神奈川県川崎市宮前区野川1413 理事長 金子 末賀
廃 止 に 係 る サ ー ビ ス の 種 類	介護予防支援
廃 止 年 月 日	平成23年 3 月31日

川崎市告示第213号

指定地域密着型サービス事業者等の指定に
ついて

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第42条の 2 第 1
項本文及び同法第54条の 2 第 1 項本文の規定により、指
定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予
防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11及び
同法第115条の20の規定に基づき告示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1495400176
事業所の名称 及び所在地	花物語のぼりと 川崎市多摩区登戸658－2
申請者の名称及び 主たる事業所の所在地	株式会社 日本アメニティライフ協 会 神奈川県横浜市戸塚区前田町503－1
代表者の氏名	江頭 瑞穂
指 定 年 月 日	平成23年 4 月 1 日
サ ー ビ ス の 種 類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

川崎市告示第214号

川崎市総合企画局統計情報課刊行物の有償
頒布業務に係る収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第
1 項の規定により、川崎市総合企画局統計情報課刊行物
の頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158
条第 2 項の規定により告示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 受託者の所在地及び名称
川崎市川崎区東田町 6－2 ミヤダイビル 2 階
川崎市職員生活協同組合
- 2 委託する事務の種類
川崎市総合企画局統計情報課刊行物の頒布代金の収
納事務
- 3 委託する期間
平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

川崎市告示第215号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、川崎市自転車等駐車場整理手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同施行令同条第2項の規定により告示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 受託者の所在地及び名称

所 在 地 川崎市川崎区宮本町 6 番地 3

名 称 都市環境整備 株式会社 川崎営業所

代表者名 所長 曾我部 征

2 委託事務

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第 4 号）第16条第 2 項及び川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第14条第 2 項に規定する手数料に関する収納事務

3 委託期間

平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

川崎市告示第216号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、川崎市自転車等駐車場整理手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同施行令同条第2項の規定により告示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 受託者の所在地及び名称

所 在 地 横浜市中区桜木町 1 丁目 1 番地 8

名 称 株式会社 セノン 神奈川支社

代表者名 支社長 中村 茂

2 委託事務

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第 4 号）第16条第 2 項及び川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第14条第 2 項に規定する手数料に関する収納事務

3 委託期間

平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

川崎市告示第217号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、川崎市自転車等駐車場整理手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同施行令同条第2項の規定により告示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 受託者の所在地及び名称

所 在 地 東京都港区西新橋二丁目 8 番 1 号

名 称 社団法人 日本駐車場工学研究会

代表者名 代表理事 一瀬 哲雄

2 委託事務

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第 4 号）第16条第 2 項及び川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第14条第 2 項に規定する手数料に関する収納事務

3 委託期間

平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

川崎市告示第218号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、川崎市自転車等駐車場整理手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同施行令同条第2項の規定により告示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 受託者の所在地及び名称

所 在 地 川崎市川崎区南町20番地 3

名 称 川崎市ビルメンテナンス業協同組合

代表者名 代表理事 中村 徹

2 委託事務

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第 4 号）第16条第 2 項及び川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第14条第 2 項に規定する手数料に関する収納事務

3 委託期間

平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

川崎市告示第219号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、川崎市自転車等駐車場整理手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同施行令同条第2項の規定により告示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 受託者の所在地及び名称

所 在 地 東京都渋谷区渋谷 3 丁目 8 番11号

名 称 極東警備保障 株式会社

代表者名 代表取締役 片岡 茂

2 委託事務

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第 4 号）第16条第 2 項及び川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第14条第 2 項に規定する手数料に関する収納事務

3 委託期間

平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

川崎市告示第220号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、川崎市放置自転車等返還手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同施行令同条第2項の規定により告示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 受託者の所在地及び名称

所 在 地 川崎市川崎区砂子一丁目 8 番 1 号
さくら川崎駅前ビル

名 称 社団法人 川崎市交通安全協会
代表者名 会長 山下 秀男

2 委託事務

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第 4 号）第13条第 2 項及び川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則第11条に規定する手数料に関する収納事務

3 委託期間

平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

川崎市告示第221号

財政局財政部庶務課の有償刊行物頒布業務
に係る収納事務委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、財政局財政部庶務課の有償刊行物の頒布代金の収納事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 受託者の所在地及び名称

川崎市川崎区東田町 6 番地 2
川崎市職員生活協同組合

2 委託する事務の種類

財政局財政部庶務課の有償刊行物頒布業務に係る収納事務

3 委託する期間

平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

川崎市告示第222号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年 4 月 1 日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年 4 月 1 日から平成23年 4 月15日まで一般の縦覧に供します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
黒 川 第 283 号 線	川崎市麻生区黒川132番 9 先	
	川崎市麻生区黒川132番 9 先	

川崎市告示第223号

川崎市環境局地球環境推進室刊行物の有償
頒布業務に係る収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市環境局地球環境推進室刊行物の頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第 2 項の規定により告示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 受託者の所在地及び名称

川崎市川崎区東田町 6 番地 2 ミヤダイビル 2 F
川崎市職員生活協同組合

2 委託する事務の種類

川崎市環境局地球環境推進室刊行物の頒布代金の収納事務

3 委託する期間

平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

川崎市告示第224号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、墓地及び霊堂に関する使用料並びに手数料の収納事務を次のとおり委託したので告示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 受託者の所在地及び名称

川崎市中原区等々力 3 番12号
財団法人 川崎市公園緑地協会
理事長 碓 親 二

2 委託する業務の種類

- (1) 霊堂使用料の収納事務（川崎市緑ヶ丘霊堂）
- (2) 墓地使用料及び手数料の収納事務

ア 川崎市緑ヶ丘霊園

イ 川崎市早野聖地公園

3 委託する期間

平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日までの期間。
ただし、12月29日から 1 月 3 日の期間を除く。

川崎市告示第225号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により川崎市休日（夜間）急患診療所におけ

る歳入の収納事務を委託したので同条第2項の規定により、告示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 受託者の所在地及び名称

所在地：東京都千代田区有楽町2丁目10番1号 東京交通会館9F

名 称：アルファビリティ 株式会社

代表取締役 菊地 吉信

2 委託事務

(1) 川崎市休日急患診療所条例第6条第1項に規定する使用料及び同条第2項に規定する手数料に関する収納事務

(2) 川崎市多摩休日夜間急患診療所条例第5条第1項に規定する使用料及び同条第2項に規定する手数料に関する収納事務

3 委託期間

平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

川崎市告示第226号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2の規定に基づき、川崎市国民健康保険料の収納事務を下記の私人に委託したので、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の23第1項の規定により告示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫
記

1 受託者の住所及び名称

所在地 東京都渋谷区代々木二丁目4番9号
NOF新宿南口ビル8F

名 称 株式会社 アイヴィジット

代表者 代表取締役 佐藤 守正

2 委託期間

平成23年 4 月 1 日から平成23年 5 月31日まで

川崎市告示第227号

東扇島東公園管理業務委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市港湾施設条例及び同条例施行規則の規定に基づく施設の使用料の収納事務を含む業務を委託したので、同条第2項の規定により、告示します。

平成23年 4 月 4 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 受託者の所在地及び名称

川崎市川崎区南町20番地3

秋山商事 株式会社

代表取締役 秋山 博

2 委託事務

川崎市港湾施設条例第13条第1項第19号及び第20号に規定する使用料に関する収納事務

3 委託期間

平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

川崎市告示第228号

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第54条の2第1項本文の規定により、指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の20の規定に基づき告示します。

平成23年 4 月 4 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1495500108
事業所の名称 及び所在地	デイサービス 利家庵 川崎市宮前区野川269
申請者の名称及び 主たる事業所の所在地	特定非営利活動法人 リ・ケア福祉 サービス 神奈川県川崎市高津区野川3850番地 木の実の物語2階
代表者の氏名	小島 喜芳
指定年月日	平成23年 4 月 1 日
サービスの種類	介護予防認知症対応型通所介護

川崎市告示第229号

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第54条の2第1項本文の規定により、指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の20の規定に基づき告示します。

平成23年 4 月 4 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1495500116
事業所の名称 及び所在地	デイサービス 利家庵第2 川崎市宮前区野川269
申請者の名称及び 主たる事業所の所在地	特定非営利活動法人 リ・ケア福祉 サービス 神奈川県川崎市高津区野川3850番地 木の実の物語2階
代表者の氏名	小島 喜芳
指定年月日	平成23年 4 月 1 日
サービスの種類	介護予防認知症対応型通所介護

川崎市告示第230号

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文及び同法第54条の2第1項本文の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11及び同法第115条の20の規定に基づき告示します。

平成23年 4月 4日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1495400168
事業所の名称 及び所在地	花物語のぼりと 川崎市多摩区登戸658番2
申請者の名称及び 主たる事業所の所在地	株式会社日本アメニティライフ協会 横浜市戸塚区前田町503番地1
代表者の氏名	江頭 瑞穂
指 定 年 月 日	平成23年 4月 1日
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

川崎市告示第231号

川崎市住宅基本計画の有償頒布業務に係る
収納事務委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市住宅基本計画の有償頒布業務に係る収納事務を委託しましたので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成23年 4月 4日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 受託者の所在地及び名称
川崎市川崎区東田町6－2 川崎市職員生活協同組合
- 2 受託事務
川崎市住宅基本計画の頒布代金の収納に関すること
- 3 委託期間
平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで

川崎市告示第232号

川崎市市民・こども局シティセールス・広報室刊行物の有償頒布業務に係る収納事務
の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市市民・こども局シティセールス・広報室刊行物の頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成23年 4月 4日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 受託者の所在地及び名称
所在地：川崎市川崎区東田町6－2
名 称：川崎市職員生活協同組合
- 2 委託する事務の種類
川崎市市民・こども局シティセールス・広報室刊行物の頒布代金の収納事務
- 3 委託する期間
平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで

川崎市告示第233号

「川崎市土木工事共通仕様書」及び「川崎市土木工事施工管理基準」の有償頒布業務
に係る収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「川崎市土木工事共通仕様書」及び「川崎市土木工事施工管理基準」の頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成23年 4月 5日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 受託者の所在地及び名称
所在地 川崎市川崎区東田町6－2
名 称 川崎市職員生活協同組合
- 2 委託する事務の種類
「川崎市土木工事共通仕様書」及び「川崎市土木工事施工管理基準」の頒布代金の収納事務
- 3 委託する期間
平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで

川崎市告示第235号

川崎市立日本民家園入園料等収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市立日本民家園における入園料及び藍染め商品等物品売払代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成23年 4月 5日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 受託者の所在地及び名称
川崎市高津区千年141
有限会社 清水企画
代表取締役 清水政子
- 2 委託する事務の種類
川崎市立日本民家園入園料及び藍染め商品等物品売払代金の収納事務
- 3 委託する期間
平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで

川崎市告示第236号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年 4 月 6 日から平成23年 4 月20日まで一般の縦覧に供します。

平成23年 4 月 6 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	小 杉 御 殿 町 第10号線	川崎市中原区小杉御殿町2丁目32番3先 川崎市中原区小杉御殿町2丁目32番3先	5.45	17.13	
新	小 杉 御 殿 町 第10号線	川崎市中原区小杉町3丁目32番7先 川崎市中原区小杉町3丁目32番7先	5.45	17.13	関係 図面 のと おり

川崎市告示第237号

「川崎市環境影響評価等技術指針」の有償

頒布業務に係る収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市環境影響評価等技術指針の頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成23年 4 月 6 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 受託者の所在地及び名称

川崎市川崎区東田町 6 番地 2 ミヤダイビル 2 F

川崎市職員生活協同組合

2 委託する事務の種類

「川崎市環境影響評価等技術指針」の頒布代金の収納事務

3 委託する期間

平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

川崎市告示第238号

「工事共通仕様書」の有償頒布業務に係る

収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「工事共通仕様書」の頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成23年 4 月 8 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 受託者の所在地及び名称

所在地 川崎市川崎区東田町 6 番地 2

名 称 川崎市職員生活協同組合

2 委託する事務の種類

「工事共通仕様書」の頒布代金の収納事務

3 委託する期間

平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

川崎市告示第239号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年 4 月11日から平成23年 4 月25日まで一般の縦覧に供します。

平成23年 4 月11日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	中 野 島 第151号線	川崎市多摩区中野島1丁目972番1先 川崎市多摩区中野島1丁目977番4先	2.88	1.23	
新	中 野 島 第151号線	川崎市多摩区中野島1丁目972番1先 川崎市多摩区中野島1丁目977番4先	3.75	1.23	

川崎市告示第240号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年 4 月11日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年 4 月11日から平成23年 4 月25日まで一般の縦覧に供します。

平成23年 4 月11日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
中 野 島 第151号線	川崎市多摩区中野島1丁目972番1先 川崎市多摩区中野島1丁目977番4先	

川崎市告示第241号

平成23年度川崎市市民ミュージアム刊行物

の有償頒布業務に係る収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市市民ミュージアム刊行物頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成23年 4月12日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 受託者の所在地及び名称

所在地：川崎市中原区宮内 3-24-3

名 称：太協商事株式会社

2 委託事務

川崎市市民ミュージアム刊行物頒布代金の収納事務

3 委託期間

平成23年 4月 1日～平成24年 3月31日

川崎市告示第242号

川崎市アートセンターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市アートセンター条例（平成18年川崎市条例第62号）第4条第3項の規定により告示します。

平成23年 4月12日

川崎市長 阿 部 孝 夫

管理を行わせる公の施設の 名称及び所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	住 所	名 称 及 び 代 表 者 名	
川崎市アートセンター 川崎市麻生区万福寺 6 丁目 7 番 1 号	川崎市川崎区駅前 本町12番地 1	川崎市文化財団グループ 代表者 財団法人川崎市文化財団 理事長 北條 秀衛 構成員 学校法人東成学園 理事長 下八川 共祐 構成員 学校法人神奈川映像学園 理事長 佐々木 正路	平成24年 4月 1日 から 平成29年 3月31日 まで

川崎市告示第243号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第17条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成23年 4月12日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引き取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第244号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条、第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲

げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき告示します。

平成23年4月12日

川崎市長 阿部孝夫

医師名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
加藤 延	にじのまち病院	川崎区藤崎1丁目5番3号

川崎市告示第245号

川崎市宅地開発指針等の有償頒布業務に係る収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市宅地開発指針等の有償頒布業務に係る収納事務を委託しましたので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成23年4月12日

川崎市長 阿部孝夫

- 受託者の所在地及び名称
川崎市川崎区東田町6-2 川崎市職員生活協同組合
- 受託事務
川崎市宅地開発指針等の頒布代金の収納に関すること
- 委託期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

川崎市告示第246号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年4月12日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年4月12日から平成23年4月26日まで一般の縦覧に供します。

平成23年4月12日

川崎市長 阿部孝夫

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
小倉第18号線	川崎市幸区新川崎144番8先	
	川崎市幸区新小倉545番55先	
小倉第44号線	川崎市幸区新小倉545番55先	
	川崎市幸区新小倉545番55先	

川崎市告示第247号

川崎市土地区画整理区域図の有償頒布業務に係る収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、川崎市まちづくり局市街地整備推進課刊行物の頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成23年4月12日

川崎市長 阿部孝夫

- 受託者の所在地及び名称
所在地 川崎市川崎区東田町6-2 ミヤダイビル2階
名称 川崎市職員生活協同組合
- 受託する事務の種類
川崎市土地区画整理区域図の頒布代金の収納事務
- 委託する期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

川崎市告示第248号

川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアル有償頒布業務に係る収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアルの頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

平成23年4月13日

川崎市長 阿部孝夫

- 受託者の所在地及び名称
所在地 川崎市川崎区東田町6-2 ミヤダイビル2階
名称 川崎市職員生活協同組合
- 委託する事務の種類
川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアルの頒布代金の収納事務
- 委託する期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

川崎市告示第249号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。

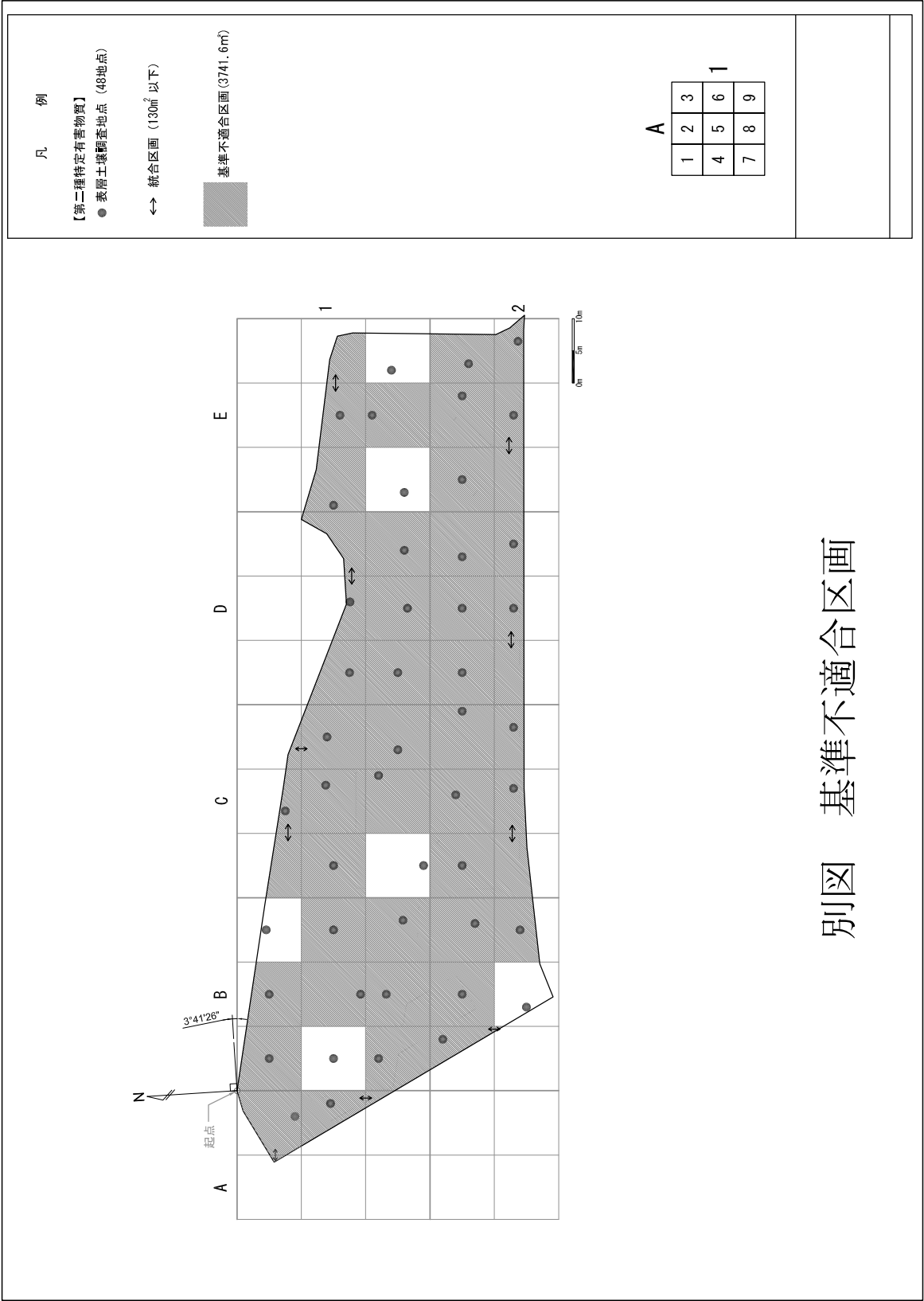
平成23年4月14日

川崎市長 阿部孝夫

- 指定する区域
別図のとおり（川崎市幸区小倉1645番1、1646番、1647番1、1647番2、1647番3の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物

質の名称
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物



川崎市告示第250号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条、第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき告示します。

平成23年4月14日

川崎市長 阿部孝夫

医 師 名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
幸田 恭子	宮前つばさクリニック	宮前区宮崎6-9-5

川崎市告示第251号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年4月14日から平成23年4月28日まで一般の縦覧に供します。

平成23年4月14日

川崎市長 阿部孝夫

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	上麻生第334号線	川崎市麻生区上麻生4丁目50番20先 川崎市麻生区上麻生4丁目50番1先	6.00	23.97	
新	上麻生第334号線	川崎市麻生区上麻生4丁目101番1先 川崎市麻生区上麻生4丁目101番1先	4.00 ～ 4.01	23.97	

川崎市告示第252号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年4月14日から平成23年4月28日まで一般の縦覧に供します。

平成23年4月14日

川崎市長 阿部孝夫

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考

旧	野川第323号線	川崎市宮前区野川3257番3先 川崎市宮前区野川3257番3先	3.64	19.09	
新	野川第323号線	川崎市宮前区野川3257番19先 川崎市宮前区野川3257番18先	3.78 ～ 3.90	19.09	

川崎市告示第253号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年4月14日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年4月14日から平成23年4月28日まで一般の縦覧に供します。

平成23年4月14日

川崎市長 阿部孝夫

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
野川第323号線	川崎市宮前区野川3257番19先 川崎市宮前区野川3257番18先	

川崎市告示第254号

平成23年度入港料徴収事務委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、川崎市入港料条例（昭和51年川崎市条例第54号）第3条第1項に規定する入港料の徴収事務を次のとおり委託したので告示します。

平成23年4月15日

川崎市長 阿部孝夫

1 受託者の所在地及び名称

横浜市中区山下町2番地

産業貿易センタービル4階

財団法人横浜港埠頭公社

理事長 金田 孝之

2 委託事務

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に川崎港に入港した船舶であって、次に掲げる者から川崎市入港料条例第4条に規定する入港の届出のあった船舶に係る入港料の徴収事務

東海運株式会社横浜支店川崎船舶営業所

三菱倉庫株式会社横浜支店港運事業課

東洋埠頭株式会社東扇島支店コンテナターミナル営業所

3 委託期間

平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

川崎市告示第255号

川崎市まちづくり局都市計画課刊行物の有
償頒布業務に係る収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第
1 項の規定に基づき、川崎市まちづくり局都市計画課刊
行物の頒布代金の収納事務を委託したので、同施行令第
158条第 2 項の規定により告示します。

平成23年 4 月15日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 受託者の所在地及び名称

所在地 川崎市川崎区東田町 6－2 ミヤダイビル
2 階

名 称 川崎市職員生活協同組合

2 受託する事務の種類

川崎市まちづくり局都市計画課刊行物の頒布代金の
収納事務

3 委託する期間

平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

川崎市告示第256号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26
号）第 8 条第 1 項の規定による個人情報ファイルの届出
について、同条第 7 項の規定に基づき公表します。

平成23年 4 月15日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 届出の状況

(1) 個人情報ファイル（変更）

ア 市 長 17件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第257号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26
号）第11条第 3 項の規定による保有個人情報の目的外利
用等の届出について、同条第 5 項の規定に基づき公表し
ます。

平成23年 4 月15日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市 長 1 件

(2) 外部提供

ア 市 長 12件

イ 上下水道事業管理者 1 件

ウ 病院事業管理者 1 件

エ 消 防 長 5 件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第258号

川崎市私道舗装助成金支給規則（昭和48年川崎市規則
第34号）第 4 条第 1 項の規定により構造基準及び標準工
事費を定めたので、同条第 2 項の規定により次のとおり
告示します。

平成23年 4 月15日

川崎市長 阿 部 孝 夫

平成23年度私道舗装助成金

1 舗装新設工事の構造基準及び標準工事費

構 造			標準工事費 1 m ² 当り（円）	助成金の額（円）	
表 層	路 盤	施工条件		通り抜け	行き止まり
再生密粒度 厚 4 cm	RM－40 厚 5 cm	人力施工	7,200	6,480	5,760
再生密粒度 厚 4 cm	RM－40 厚 5 cm	機械施工	4,900	4,410	3,920

2 舗装補修工事の構造基準及び標準工事費

構 造			標準工事費 1 m ² 当り（円）	助成金の額（円）
表 層	路 盤	施工条件		
再生密粒度 厚 4 cm	—————	人力施工	4,680	3,276
再生密粒度 厚 4 cm	—————	機械施工	3,720	2,604

3 側溝工事等の構造基準及び標準工事費

種 別	構 造	標準工事費 (円)	助成金の額 (円)		
			通り抜け	行き止まり	補修
U形側溝工 (人力土工)	240	1 m当り 13,400	12,060	10,720	9,380
U形側溝工 (機械土工)	240	1 m当り 11,200	10,080	8,960	7,840
U形用甲蓋架設	240・2種	1 m当り 5,400	4,860	4,320	3,780
L形側溝工 (人力土工)	250 B	1 m当り 13,600	12,240	10,880	9,520
L形側溝工 (機械土工)	250 B	1 m当り 12,100	10,890	9,680	8,470
取付管工 (人力土工)	φ150	1 m当り 14,600	13,140	11,680	10,220
地先境界石工 (人力土工)	120	1 m当り 6,900	6,210	5,520	4,830
地先境界石工 (機械土工)	120	1 m当り 6,100	5,490	4,880	4,270
L形用集水桝工 (人力土工)	300	1箇所当り 62,000	55,800	49,600	43,400
U形用集水桝工 (人力土工)	400	1箇所当り 61,000	54,900	48,800	42,700
手摺設置工	スチール製	1 m当り 43,800 (限度額)	30,660 (限度額)		

4 施工条件

- (1) 施工幅2.4m未満のもので舗装面積300㎡未満の場合、施工幅が2.4m以上のもので舗装面積が200㎡未満の場合は人力敷均しとし、それ以外については機械施工 (小型フィニッシャ) とします。
- (2) 道路幅員3.0m未満の側溝工事等については人力土工とし、それ以外については機械土工とします。

川崎市告示第259号

指定地域密着型サービス事業者等の指定について

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第42条の2第1項本文の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11の規定に基づき告示します。

平成23年 4 月15日

川崎市長 阿 部 孝 夫

介護保険事業所番号	1373200649
事業所の名称及び所在地	おりづる苑せりがや 東京都町田市原町田4丁目24番6号 せりがや会館内
申請者の名称及び主たる事業所の所在地	社会福祉法人 町田市福祉サービス協会 東京都町田市森野4丁目8番39号
代表者の氏名	理事長 池田 敏彦
指 定 年 月 日	平成23年 4 月1日
サ ー ビ ス の 種 類	認知症対応型通所介護

公

告

川崎市公告第167号

川崎市環境影響評価等技術指針の変更について

川崎市環境影響評価等技術指針を平成23年 4 月1日付で変更したので、川崎市環境影響評価に関する条例 (平成11年川崎市条例第48号) 第7条第4項及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則 (平成12年川崎市規則第106号) 第6条の規定に基づき、別紙のとおり公告します。

平成23年 4 月1日

川崎市長 阿 部 孝 夫

第 24 温室効果ガス**1 環境影響評価の対象**

対象事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量及びその削減の程度を対象とする。

【解説】

環境影響評価の対象は、対象事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量及びその削減の程度とする。温室効果ガスについては、周辺地域に対する直接的な環境影響は問題とはなっていないものの、温暖化防止のため、国際的にその排出削減が強く望まれていることから、温室効果ガスの排出量等、環境への負荷量の程度を把握する。また、温室効果ガスの大半を占めるエネルギー起源の二酸化炭素については、エネルギー使用量の程度を把握することが重要となる。なお、「削減の程度」とは、対策を講じた場合に対し対策を講じない場合又は類似事例等と比較した場合の、温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の抑制の程度をいう。

なお、環境影響評価における「温室効果ガス」とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）に定める二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC 及び六ふっ化硫黄の 6 物質とする。

温室効果ガス

温室効果ガス	排出源の例又は用途
二酸化炭素	発電所、工場での燃料の燃焼 等
メタン	燃料の燃焼 廃棄物処分場、下水処理場からの発生 等
一酸化二窒素	燃料の燃焼、廃棄物処分場 等
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	冷媒、洗浄剤、発泡剤、エアゾール用噴霧剤 等
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体のエッチング、洗浄、冷媒 等
六ふっ化硫黄	気体電気絶縁材、半導体エッチング 等

次のいずれかに該当する場合は、原則として、供用時について温室効果ガスを予測評価項目に選定する。

- 1 「工場又は事業所の新設」、「電気工作物の新設」、「廃棄物処理施設（焼却施設に限る。）の新設」を行う場合
- 2 「高層建築物の新設」、「住宅団地の新設」、「商業施設の新設」、「研究施設の新設」、「大規模建築物の新設」等の事業であって、原油換算エネルギーの使用量が年間 1,500 キロリットル以上である場合
- 3 HFC、PFC、六ふっ化硫黄の保持量が多い設備を設置又は撤去する場合
- 4 その他温室効果ガスの排出による影響が予想される場合

なお、工事中の建設機械の使用、工事用車両の走行のように、温室効果ガスの排出はあるものの軽微な影響に止まると想定されるものや、一般的な配慮で十分対応できるものについては、温室効果ガスを予測評価項目として選定せずに、環境配慮項目（地球温暖化）において環境配慮の内容を記載することができる。

また、樹木の伐採及び植栽、施設関連車両の走行のように、予測に不確実性が伴うものについては、環境影響要因として選定しないことができるが、その場合は、環境保全のための措置又は環境配慮項目（地球温暖化）において環境配慮の内容を記載する。

2 現況調査

(1) 調査項目

対象事業の種類及び規模並びに地域の特性を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

ア 原単位の把握

対象事業と同種又は類似の事業を対象に、温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量に係る原単位

イ 対策の実施状況

対象事業と同種又は類似の事業を対象に、温室効果ガスの排出を回避し、若しくは削減するための対策又はエネルギーの使用量を削減するための対策の内容、効果等

ウ 地域内のエネルギー資源の状況

事業計画地周辺における地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等

エ 温室効果ガスを使用する既存の設備機器等の状況

(ア) 事業の実施に伴い、温室効果ガスを使用する既存の設備機器を廃棄し、又は移設する場合には、廃棄し、又は移設する機器の概要、使用する温室効果ガスの種類と量、廃棄する場合の温室効果ガスの処理、処分の方法等

(イ) 温室効果ガスを使用する既存の設備機器を引き続いて事業計画地内で使用する場合は、ガス交換時等メンテナンスの際の漏れ対策及び代替品の使用の可能性

(ウ) 温室効果ガスを排出する既存の施設の状況

オ 関係法令等による基準等

【解説】

1 「ア 原単位の把握」

温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量に係る原単位は、対象事業の特性を考慮し、適切な指標を用いて設定する。「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に基づいて定められた排出係数等を調査する。

2 「イ 対策の実施状況」

温室効果ガスの排出を回避又は削減するための対策や、エネルギーの使用量を削減するための対策の内容、効果、導入状況、課題等について、対象事業と同種又は類似の事業の状況を調査する。

3 「ウ 地域内のエネルギー資源の状況」

事業計画地周辺における地域冷暖房事業等の位置、供給範囲、熱源、供給能力等を調査する。

また、必要に応じ地域におけるエネルギーの需要状況、再生可能エネルギーの導入状況、エネルギーの有効利用の状況等について調査する。

4 「エ 温室効果ガスを使用する既存の設備機器等の状況」

対象事業実施区域において、温室効果ガスを使用する既存の設備がある場合には、特にHFC、PFC等を使う空調機器、六ふっ化硫黄を使う受電設備等については、設備機器の概要、使用されている温室効果ガスの種類と量、廃棄の方法等を調査する。

既存の設備機器を引き続き使用する場合は、使用する場所、維持管理の体制等についても調査する。

また、対象事業実施区域において、温室効果ガスを排出する既存の施設がある場合には、施設の概要、排出する温室効果ガスの種類及び量等を調査する。

5 「オ 関係法令等による基準等」

関係法令による基準等は、次に掲げる法令等のうちから、環境保全目標の設定に当たって必要なものを選択し、調査する。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- (2) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- (3) 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成 21 年条例第 52 号）
- (4) 川崎市地球温暖化対策推進基本計画
- (5) その他

(2) 調査地域

調査地域は特に設定しない。ただし、地域内のエネルギー資源の状況等の地域特性を有する事項については、事業計画地及びその周辺とする。

【解説】

地域冷暖房事業など、熱エネルギー供給施設の供給区域等が事業計画地を含むか近接する場合等で、これらのエネルギーを対象事業において利用できる可能性がある場合には、事業計画地及びその周辺を調査地域とする。

(3) 調査方法等

最新の既存資料の整理・解析により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

【解説】

調査は、最新の既存資料の整理・解析により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

1 原単位の把握

原単位の把握は、事業計画の特性を考慮して、次の資料等を参考に行う。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づき定められた排出係数
- (2) エネルギー・経済統計要覧（（財）省エネルギーセンター）
- (3) 省エネルギー便覧（（財）省エネルギーセンター）
- (4) 同種又は類似事例の実績等に基づき、事業者が保有する原単位（設定の根拠を明らかにする。）
- (5) その他適切な資料等

なお、以下に原単位の例を示す。

- ・工場又は事業所（製造業）：燃料使用量あたりの排出原単位
(燃料使用量は、製造品出荷額等より求めることもできる。)
- ・発電所：燃料使用量あたりの排出原単位
- ・廃棄物処理施設：廃棄物焼却量あたりの排出原単位
- ・民生（業務系）：燃料使用量あたりの排出原単位
(燃料使用量は、床面積から求めることもできる。)

2 対策の実施状況

対象事業と同種又は類似の事業において、実施されている対策の内容等を既存資料の整理・解析又はヒアリングにより行う。

3 地域内のエネルギー資源の状況

地域冷暖房事業等の状況について、既存資料の整理・解析又は関連事業者へのヒアリングにより行う。

4 温室効果ガスを使用する既存の設備機器等の状況

既存の設備機器に係る資料の整理・解析及び現地調査又は管理者に対するヒアリングにより行う。

5 関係法令等による基準等

関係法令等による基準等の内容を整理する。

3 環境保全目標の設定

環境保全目標は、現況調査により判明した地域内のエネルギー資源の状況等を勘案のうえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 地域環境管理計画に定める地域別環境保全水準
- (2) 関係法令等による基準等
- (3) 川崎市が策定している計画等
- (4) その他の科学的知見

【解説】

環境保全目標は、環境影響を回避し、又は低減するとともに、基準又は目標等との整合性を評価することにより、事業の実施に伴う温室効果ガス排出量又はエネルギー使用量の削減のための努力の内容が、実行可能な範囲内で最大限の措置となっているかどうかを明らかにするために設定する。

環境保全目標は、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

1 地域環境管理計画に定める地域別環境保全水準

地域環境管理計画に定める温室効果ガスに係る地域別環境保全水準は、「温室効果ガスの排出量又はエネルギー使用量の抑制を図ること。」とされている。

2 関係法令等による基準等

「関係法令等による基準等」とは、次の法令による基準等に整合していることをいう。

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、京都議定書目標達成計画に示される事業者の役割
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律に定める基準

3 川崎市が策定している計画等

「川崎市が策定している計画等」とは、次の計画等に整合していることをいう。

- ・川崎市地球温暖化対策推進基本計画に定められる目標及び施策
- ・事業活動地球温暖化対策指針及び開発事業地球温暖化対策指針に基づく温室効果ガスの排出の抑制に係る取組
- ・建築物環境配慮指針に定める建築物の環境配慮事項

4 その他の科学的知見

研究の成果として発表された知見等をいう。

4 予測手法

(1) 予測項目

温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量及びそれらの削減の程度とする。

【解説】

予測項目は、対象事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量及びそれらの削減のための対策の内容と削減の程度とする。

なお、削減の程度を予測することは、対象事業における地球温暖化対策のための取組みの内容と削減効果を明らかにすることにより、事業者が実行可能な範囲内での取組状況を把握することを目的としている。

(2) 予測方法等

ア 予測地域

予測地域は、計画地とする。

イ 予測時期

事業活動が定常の状態になる時期とする。

【解説】

1 予測地域

予測地域は原則として計画地内とする。なお、現況調査の結果、地域冷暖房事業など、熱エネルギー供給施設の供給区域等が計画地を含むか近接する場合等で、これらのエネルギーを対象事業において利用できる可能性がある場合には、予測地域は、調査地域と同様に計画地及びその周辺とする。

2 予測時期

施設の稼働に伴って定常的に発生する温室効果ガスの排出量やエネルギー使用量については、事業活動が定常の状態になる時期を予測時期とする。

なお、HFC、PFC、六ふっ化硫黄等の温室効果ガスを使用している既存の設備機器を廃棄又は移設する場合は、予測時期はその廃棄又は移設を行う時期とする。

ウ 予測条件・予測方法

(7) 予測条件の整理

現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から、供用時の燃料及び電気の使用量、冷暖房設備等の設置の状況、廃棄物の焼却処理量等について、予測の前提となる必要な事項を整理する。

(イ) 予測方法

対象事業の種類及び規模、地域の特性等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択するか、又は組み合わせて行う。なお、予測に当たっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

- a 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の原単位を基に算出する方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

【解説】

1 予測条件の整理

予測条件の整理は、現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から予測の前提となる必要な事項を整理し、予測条件を明らかにする。

- (1) 温室効果ガスを排出する形態と温室効果ガスの種類
- (2) 温室効果ガス排出量の算定の基礎となる事業計画の諸元（燃料使用量、廃棄物焼却量、床面積、生産量 等）
- (3) 使用するエネルギーの種類と使用量
- (4) 事業計画において実施する温室効果ガス排出量の削減対策、エネルギー使用量の削減対策
E S C O事業の導入、地域冷暖房システム等の利用、ヒートポンプ、熱電併給設備（コ・ジェネレーションシステム）の採用等を計画している場合には、予測条件として整理する。
なお、バイオマス起源の燃料等の燃焼に伴い発生する二酸化炭素については、バイオマスが元々大気中にあった二酸化炭素を固定したものであるという考え方から、排出量には計上しない。

2 予測方法

(1) 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の原単位を基に算出する方法

事業計画の内容（活動量）を基に、現況調査により把握した原単位を乗じて、温室効果ガスの排出量又はエネルギー使用量を算出する。また、複数の種類の温室効果ガスを排出する事業の場合には、それぞれの温室効果ガスの排出量を算定したうえで、地球温暖化係数により二酸化炭素量に換算した排出量を求める。基本的な考え方は次式による。

$$(\text{各温室効果ガス排出量}) = \Sigma \{ (\text{活動量}) \times (\text{原単位}) \}$$

（活動の種類について和をとる）

$$(\text{温室効果ガス総排出量}) = \Sigma \{ (\text{各温室効果ガス排出量}) \times (\text{地球温暖化係数}) \}$$

なお、二酸化炭素量への換算に当たっては、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に定める地球温暖化係数を使用する。

(2) 類似事例から推定する方法

類似事例から推定する方法を選択した場合は、類似事例の事業の種類、規模等から、対象事業との類似性を明らかにする必要がある。

(3) 削減の程度の予測方法

事業計画において実施する温室効果ガス排出量の削減対策及びエネルギー使用量の削減対策の内容に基づき、これらの対策を講じた場合と講じない場合を比較するなどにより、温室効果ガス排出量又はエネルギー使用量の削減の程度を予測する。

なお、施設の更新、改造等を行う事業計画においては、現況の温室効果ガス排出量との対比も行い、環境負荷の程度が現状より改善されると予測される場合は、改善の程度も明らかにする。

5 環境保全のための措置

対象事業の実施に当たっては、温室効果ガスの排出量を削減するための措置又はエネルギーの使用量を削減するための措置について検討を行う。

【解説】

環境保全のための措置については、次のようなものがある。

なお、工事中における措置については、環境配慮項目（地球温暖化）において環境配慮の内容を明らかにする。

- 1 生産工程等
 - ・生産等プロセスの高効率化（機器の効率向上、プロセスの簡素化、新プロセスの導入等）
 - ・HFC、PFC及び六ふっ化硫黄の他の物質への代替又は管理方法の強化等の措置
 - ・工業用水の再利用、洗浄水の回収等の節水の推進、雨水利用システムの導入
 - ・事業内容に応じた環境管理システムの導入
- 2 エネルギー
 - ・エネルギー効率の高い設備機器の導入
 - ・都市ガス、液化石油ガス等良質燃料の使用
 - ・省エネルギーの設備機器又はシステムの導入
 - ・太陽光、風力、バイオマス、地中熱等の再生可能エネルギーや工場排熱等の未利用エネルギーの利用
- 3 緑
 - ・緑化地の確保や屋上緑化、壁面緑化の積極的な導入
- 4 廃棄物
 - ・廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等の促進
- 5 建築物の熱負荷の低減
 - ・建築物の形状・配置、外壁・屋根の断熱、窓部の日射遮へい等の熱負荷の低減など
- 6 交通
 - ・貨物自動車の効率的利用（積載率向上、空車走行の削減等）による走行量の抑制
 - ・公共交通機関の利用促進、相乗り等による乗用車の走行量の抑制
 - ・低排出ガス自動車などの低公害・低燃費車の使用
 - ・アイドリングストップなどのエコドライブの徹底
- 7 その他、事業特性に応じた措置

6 評価手法

(1) 評価項目

評価の項目は、予測した項目とする。

(2) 評価の方法

現況調査及び予測の結果に基づき、環境保全のための措置及び環境保全目標を勘案し、温室効果ガスの排出量の削減の程度及びエネルギー使用量の合理化の程度について、その妥当性を明らかにする。

【解説】

予測結果について、環境保全のための措置及び環境保全目標を勘案し、対象事業の実施に伴う温室効果ガスに係る環境への負荷を実行可能な範囲で回避し、又は、低減するための措置が講じられていることが明らかとなるよう評価するものとする。特に、温室効果ガスの評価に当たっては、温室効果ガスの排出量やエネルギーの使用量又は排出原単位について、対策を講じた場合に対し対策を講じない場合又は類似事例等との比較に基づき、対象事業における取組み内容や温室効果ガス排出量の妥当性を評価する。

なお、施設の更新・改造等を行う事業の場合は、現況の排出量等との比較結果も踏まえて評価を行う。

7 事後調査の方法

事後調査の調査項目、調査地域、調査時期、調査方法は、原則として調査項目は予測項目、調査地域は予測地域、調査時期は予測時期、調査方法は予測手法の方法による。

【解説】

温室効果ガスに係る事後調査は、「第2章 第6 事後調査報告書の作成手順とその構成」の事後調査項目の選定の視点に基づき、実施する。

1 調査項目

調査項目は、上記の事後調査を実施する場合に該当する予測項目（温室効果ガス排出量、エネルギー使用量）とする。

2 調査地域

調査地域は、原則として、予測地域と同様とする。

3 調査時期

調査時期は、予測において設定した予測時期とする。

4 調査方法

調査方法は、原則として、予測手法の方法による。

別表－６－４ 事業別環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

その４ 住宅団地の新設

環境影響評価項目			工 事 中			供 用 時				
						施設の存在		施設の供用		
			建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	緑の回復育成	建築物の存在	施設の供用	駐車場の利用	人口の増加
大 気	大 気 質		○	○					○	
	悪 臭									
	上記以外の大気環境要素									
水	水 質	公共用水域			○					
		地 下 水								
		水 温								
	底 質									
	水 象	水量・流量・流出量			○					
		湧 水								
		潮 流								
	上記以外の水環境要素									
土	地形・地質	土砂流出			○					
		崩 壊			○					
		斜面安定			○					
	地 盤	地下水位								
		地盤沈下								
		変 状								
	土 壌 汚 染									
生 物	植 物									
	動 物									
	生 態 系									
緑	緑 の 質					○				
	緑 の 量					○				
騒音・振動・低周波音	騒 音		○	○					○	
	振 動		○	○						
	低周波音									
廃棄物等	一般廃棄物									○
	産業廃棄物				○					
	建設発生土				○					
構造物の影響	景観（景観、圧迫感）						○			
	日 照 阻 害						○			
	テレビ受信障害						○			
	風 害						○			
地域社会	コミュニティ施設									○
	人と自然とのふれあい活動の場									
	地域交通	交通混雑、交通安全		○						
		地 域 分 断								
歴史的文化的遺産				○						
安 全	火災、爆発、化学物質の漏洩等									
温室効果ガス								○		

○その他関連する評価項目（大気質）

5 環境保全のための措置

対象事業の実施に当たっては、大気質に及ぼす影響を、可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事中から供用時にわたり検討を行う。

【解説】

環境保全のための措置としては、次のようなものがある。

1 工事中**(1) 建設機械の稼働**

- ・排出ガス対策型建設機械の使用
- ・作業工程の平準化による建設機械の集中稼働の回避
- ・建設機械における良質燃料の使用
- ・アイドリングストップの徹底
- ・建設機械の適切な点検・整備の実施

(2) 工事用車両の走行

- ・最新排出ガス規制適合車などの低公害・低燃費車の使用
- ・適切な工事工程及び運行計画による工事用車両の集中回避
- ・アイドリングストップなどエコドライブの徹底

(3) 船舶

- ・硫黄含有率の低い燃料の使用
- ・荷役時間の短縮
- ・陸上電源の使用

2 供用時**(1) 施設の稼働**

- ・最新の公害防止装置の導入
- ・公害防止装置の適切な維持・管理
- ・環境負荷の低減に関する管理体制の整備

(2) 施設関連車両の走行

- ・最新排出ガス規制適合車などの低公害・低燃費車の使用
- ・適切な運行計画による施設関連車両の集中回避
- ・アイドリングストップなどエコドライブの徹底
- ・公共交通機関の利用の促進

(3) 船舶

工事中と同様な措置が考えられる。

○その他関連する評価項目（騒音・振動・低周波音）

5 環境保全のための措置

対象事業の実施に当たっては、騒音・振動・低周波音が周辺の生活環境に及ぼす影響を、可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事中から供用時にわたり検討を行う。

【解説】

環境保全のための措置としては、次のようなものがある。

1 工事中**(1) 建設機械の稼働**

- ・ 工事時間の制限
- ・ 低騒音・低振動型建設機械の使用
- ・ 低騒音・低振動型工法の採用
- ・ 作業工程の平準化による建設機械の集中稼働の回避
- ・ 防音塀や防音パネル等の設置
- ・ アイドリングストップの徹底
- ・ 建設機械の適切な点検・整備の実施
- ・ 適切な運転操作など

(2) 工事用車両の走行

- ・ 適切な工事工程及び運行計画による工事用車両の集中回避
- ・ アイドリングストップなどエコドライブの徹底
- ・ 工事用車両の適切な点検・整備の実施
- ・ 低速走行の徹底
- ・ 車両走行路の平坦性の確保など

2 供用時**(1) 施設の稼働**

- ・ 低騒音・低振動型の設備機器の導入
- ・ 設備機器を建屋内に収納
- ・ 防音塀の設置、建屋の防音及び吸音等の処理対策
- ・ 消音器の設置
- ・ 防振用ばね等の弾性支持対策
- ・ 低周波音に関する環境保全のための措置については、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月環境庁大気保全局）等の低減化対策を参照

(2) 施設関連車両の走行

- ・ 適切な運行計画による施設関連車両の集中回避
- ・ アイドリングストップなどエコドライブの徹底
- ・ 公共交通機関の利用の促進

川崎市公告第168号

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第 6 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、次の公園の区域を変更しま

す。

平成23年 4 月 1 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

	公園の名称	所 在 地	区域	面積（㎡）	主な公園施設
1	生田緑地	多摩区枅形 6 丁目 ほか	別図	1, 097, 302	修景施設ほか

（別図省略）

川崎市公告第169号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成23年 4 月 4 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

築 造 主 住所・氏名	相模原市南区相模大野五丁目27番40号 株式会社 アーバンエステート 代表取締役 高橋 政雄		
道路位置の 地名・地番	川崎市幸区戸手二丁目76番 3 の一部 別図省略		
幅 員	4. 50メートル	延 長	22. 59メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1501号		指 定 年 月 日	平成23年 4 月 4 日

川崎市公告第170号

道路の一部廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり一部廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成23年 4 月 5 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

築 造 主 住所・氏名	川崎市宮前区菅生 4 丁目12番23号 荻野 實		
廃止道路の 地名・地番	川崎市宮前区菅生 4 丁目1710番11の一部 別図省略		
幅 員	4. 00メートル	延 長	5. 50メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1901号		一部廃止 年 月 日	平成23年 4 月 5 日

川崎市公告第171号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成23年 4 月 6 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

築 造 主 住所・氏名	川崎市高津区末長903番地 関口 享		
道路位置の 地名・地番	川崎市高津区末長字高ノ面1550番 1 の一 部 別図省略		
幅 員	4. 00メートル	延 長	33. 27メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1502号		指 定 年 月 日	平成23年 4 月 6 日

川崎市公告第172号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年 4 月 6 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 河原町小学校跡地電気その他設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市幸区河原町 1 番地
	履 行 期 限 平成23年 7 月29日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年 4 月25日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 中部児童相談所一時保護所改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市高津区末長276番地 5
	履 行 期 限 平成23年 9 月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (7) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年 4 月25日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 旧桜本幼稚園解体撤去工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区桜本1丁目9番15号
	履 行 期 限 平成23年 7 月29日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。 (10) 石綿作業主任者として選任可能な技術者を専任で配置できること。 (11) 鉄骨造で階数1以上かつ400㎡以上の1棟からなる建築物の解体工事の完工実績(元請に限る。)を平成9年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年4月25日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第173号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成23年4月6日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区犬蔵3丁目1283番4

ほか9筆の一部

17,333平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市西区北幸2丁目9番14号

相鉄不動産 株式会社

取締役社長 久保田 豊

3 予定建築物の用途

共同住宅

計画戸数: 384戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成21年9月17日

川崎市指令ま情開発(イ)第71号

平成23年3月14日

川崎市指令ま情開発(イ)第178号(変更)

川崎市公告第174号

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告します。

平成23年4月7日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 件名

平成23年度多摩区親育て・子育て支援者養成事業

2 履行期間

平成23年 6 月 1 日から平成24年 3 月31日

3 履行場所

多摩区内で必要となる場所

4 事業概要

虐待予防と地域の子育て支援体制の拡充のため、親自身の育児力を養い、同時に子育て支援者を養成し地域のコミュニケーションと子育てネットワークづくりの一助とするための総合事業として、集中講座を実施し、地域子育て活動支援者を養成する。

- (1) 活動プログラムの作成
- (2) 講義の準備・講師依頼、連絡調整等
- (3) 子どもの保育・教材の準備
- (4) 講座・交流会の運営、教材準備、通信等作成、会場設営、記録、評価

5 契約上限額

977,000円（消費税を含む）

6 参加資格

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 川崎市業務委託有資格名簿の当該契約に対応するとして定めた業種・種目について登録されている者
- (4) 事業目的・趣旨等を理解し、事業を推進できる者

7 提案者を特定するための評価基準

- (1) 事業目的の理解度
- (2) 事業内容の充実度
- (3) 事業実施体制・実現性
- (4) 安全配慮
- (5) 実績
- (6) 実施効果
- (7) 事業内容と経費見積のバランス

8 参加意向申出書

- (1) 配布・提出先
〒214-8570
川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区役所 1 階
多摩区役所こども支援室
電話 044-935-3431 F A X 044-935-3119
電子メール 71kodomocity.kawasaki.jp
(多摩区役所のホームページからダウンロード可能)
- (2) 配布・提出期間
平成23年 4 月13日（水）から平成23年 4 月27日（水）まで
(ただし土曜日、日曜日、祝日、月曜日を除く。)
- (3) 提出方法
持参または事務局に連絡のうえ郵送（必着）

(4) その他

参加意向申出書提出後、プロポーザル参加指名通知を行う際、企画提案書作成・応募要領を交付

9 提出書類

- (1) 提出書類（各 8 部）
ア 企画提案書（様式自由）
イ 見積書（様式自由）
ウ 団体活動実績書（様式有り）
- (2) 提出期限
平成23年 5 月12日（木）午後 4 時30分
- (3) 提出場所
8(1)に同じ
- (4) 提出方法
持参

10 問い合わせ

- (1) 問い合わせ先
8(1)に同じ
- (2) 質問受付期間
平成23年 4 月13日（水）から平成23年 5 月10日（火）
午前 9 時30分から午後 4 時30分まで
- (3) 質問書の様式
任意
- (4) 質問受付方法
電子メール
- (5) 回答方法
全社あてに電子メールで送付

11 ヒアリング

- (1) 日時
平成23年 5 月17日（火）
午後 2 時から 4 時まで
時間については決定次第、参加者に連絡
- (2) 場所
多摩区役所内会議室
詳細は決定次第、参加者に連絡
- (3) 時間
各者30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

12 その他

- (1) 企画提案書
ア 企画提案書等作成に伴う費用は当方では負担しない。
イ 提出いただいた企画提案書等は返却しない。なお、提出された企画提案書は企画提出書の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (2) 契約
業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託することはできない。

(3) 成果物

本業務における一切の成果物は、すべて委託者に
帰属する。

(4) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、
市の了承を得ることなく第三者に漏らすことはでき
ない。

川崎市公告第175号

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告しま
す。

平成23年 4 月 7 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 件名

平成23年度多摩区子ども支援基本方針推進業務

2 履行期間

平成23年 6 月 1 日から平成24年 3 月31日

3 履行場所

多摩区内で必要となる場所

4 事業概要

多摩区における子ども・子育て支援に係る市民活動
団体・グループと区内子ども関連施策実施機関とのネ
ットワークを形成し、相互に連絡調整機能を強化しな
がら地域の子育て支援体制の充実を図ることを目的と
した「多摩区子ども総合支援連携会議」において、庁
内の検討会議と連動し区内実態調査・課題への対策と
して策定した「多摩区子ども支援基本方針」に基づい
て、実践面でのさらなる推進を目指すため、会議の運
営支援および推進事業を実施。

(1) 連携会議（年 3 回）への出席及び合意形成支援

(2) 区内の取組事例の集約、課題や対策案の提起等

(3) 毎回ごとの協議内容報告

(4) 基本方針やネットワークの推進・アピールとなる
事業の企画・準備・実施

5 契約上限額

897,000円（消費税を含む）

6 参加資格

(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期
間中でないこと

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと

(3) 川崎市業務委託有資格名簿の当該契約に対応する
として定めた業種・種目について登録されている者

(4) 事業目的・趣旨等を理解し、事業を推進できる者

7 提案者を特定するための評価基準

(1) 業務内容の理解・的確性

(2) 実現性

(3) 独創性

(4) スケジュール・進行管理

(5) 実績

(6) 取組意欲

(7) 即応性

(8) 価格の妥当性

8 参加意向申出書

(1) 配布・提出先

〒214-8570

川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区役所 1 階

多摩区役所子ども支援室

電話 044-935-3431 F A X 044-935-3119

電子メール 71kodomocity.kawasaki.jp

（多摩区役所のホームページからダウンロード可
能）

(2) 配布・提出期間

平成23年 4 月13日（水）から平成23年 4 月27日
（水）まで

（ただし土曜日、日曜日、祝日、月曜日を除く。）

(3) 提出方法

持参または郵送（必着）

(4) その他

参加意向申出書提出後、プロポーザル参加指名通
知を行う際、企画提案書作成・応募要領を交付

9 提出書類

(1) 提出書類（各10部）

ア 企画提案書（様式自由）

イ 見積書（様式自由）

ウ 会社概要（様式有り）

エ 担当予定技術者の経歴等（様式有り）

(2) 提出期限

平成23年 5 月12日（木）午後 4 時30分

(3) 提出場所

8(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

10 問い合わせ

(1) 問い合わせ先

8(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成23年 4 月13日（水）から平成23年 5 月10日
（火）

午前 9 時30分から午後 4 時30分まで

(3) 質問書の様式

任意

(4) 質問受付方法

電子メール

(5) 回答方法

全社あてに電子メールで送付

11 ヒアリング

(1) 日時

平成23年 5 月19日 (木)

時間については決定次第、参加者に連絡

(2) 場所

多摩区役所内会議室

詳細は決定次第、参加者に連絡

(3) 時間

各社45分 (プレゼンテーション30分、質疑応答15分)

12 その他

(1) 企画提案書

ア 企画提案書等作成に伴う費用は当方では負担しない。

イ 提出いただいた企画提案書等は返却しない。なお、提出された企画提案書は企画提出書の選定以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 企画提案書に記載した担当予定技術者は原則として変更不可。ただし、退職等やむを得ない理由により変更を行なう場合には委託者の了解が必要となる。

(2) 契約

業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託することはできない。

(3) 成果物

本業務における一切の成果物は、すべて委託者に帰属する。

(4) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、市の了承を得ることなく第三者に漏らすことはできない。

川崎市公告第176号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項が準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成23年 4 月 8 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J P R 武蔵小杉ビル

川崎市中原区小杉町三丁目420番 1 他

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

日本プライムリアルティ投資法人

東京都中央区八重洲一丁目 9 番 9 号

執行役員 金子博人

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 6 時00分から午後11時00分

(変更後) 午前 4 時00分から午後11時00分

4 変更する年月日

平成23年 4 月15日 (予定)

5 届出の年月日

平成23年 3 月29日

6 届出及び添付書類の縦覧場所

川崎市役所本庁舎 4 階及び中原区役所

7 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

平成23年 4 月 8 日から平成23年 8 月 8 日までの午前 8 時30分から午後 5 時00分まで。ただし、土曜日、日曜日、休日を除く。

8 法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から 4 月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べるができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成23年 8 月 8 日

川崎市経済労働局産業振興部商業観光課

川崎市公告第177号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項が準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成23年 4 月 8 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミナトマチプラザ

川崎市川崎区港町62番地 1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社新日鉄都市開発

東京都中央区日本橋一丁目13番 1 号

代表取締役社長 正賀 晃

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時00分 (但し年間120日間午前 9 時) ~ 午後11時00分

(変更後) 午前 9 時00分 ~ 午後11時00分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前 9 時30分 (但し年間120日間午前 8 時30分) ～午後11時30分
(変更後) 午前 8 時30分から午後11時30分
- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前 6 時00分から午後11時00分
(変更後) 午前 4 時00分から午後11時00分
- 4 変更する年月日
平成23年 4 月15日 (予定)
- 5 届出の年月日
平成23年 3 月29日
- 6 届出及び添付書類の縦覧場所
川崎市役所本庁舎 4 階及び川崎区役所
- 7 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
平成23年 4 月 8 日から平成23年 8 月 8 日までの午前 8 時30分から午後 5 時00分まで。ただし、土曜日、日

曜日、休日を除く。

8 法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から 4 月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成23年 8 月 8 日

川崎市経済労働局産業振興部商業観光課

川崎市公告第178号

特定非営利活動促進法第10条第 1 項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同法第10条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

平成23年 4 月11日

川崎市長 阿 部 孝 夫

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年 3 月18日	特定非営利活動法人 環境整備・法令遵守 協議会	下山 次義	川崎市高津区蟹 ヶ谷248番地21 エスペランサ第 7 日吉702	この法人は、広く一般市民に対して、公園、道路、河川、港湾などの環境改善のための調査・研究、地域での講演会やイベントの開催による環境整備・法令遵守の普及啓発に関する事業及び環境保全に関する事業を行い、地域の環境整備、法令遵守の改善に関与することで、安心して安全な地域社会づくりに寄与することを目的とする。
平成23年 3 月31日	特定非営利活動法人 かわさきスポーツド リーマーズ	齊藤 義晴	川崎市中原区宮 内 4 丁目 1 番 2 号	この法人は、市民がライフスタイルに応じた多様なスポーツ・学習活動を生涯にわたって継続的に行い、健康で活力のある生活ができるようスポーツの振興、健康増進、生涯学習等に関する事業、特に子どもに対しては生涯学習・生涯スポーツの基盤を培う基礎的な知識や技能の習得のための学習支援（教科学習を含む）事業、さらに運動への意欲、体力・技能の向上をめざす事業などを行い、川崎市のスポーツの発展及び各市民の豊かなライフスタイルの構築等に寄与することを目的とする。

川崎市公告第179号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。
なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指

導課に備えて縦覧に供します。

平成23年 4 月13日

川崎市長 阿 部 孝 夫

築 造 主 住所・氏名	町田市森野 1 丁目34番10号 西部ハウジング 株式会社 代表取締役 中村 暁史		
道路位置の 地名・地番	川崎市多摩区菅 2 丁目641番 1 の一部、 642番 1 の一部、643番 1 の一部 別図省略		
幅 員	4.50メートル	延 長	27.86メートル
	以下余白		以下余白

川崎市指令ま情指導 第1503号	指 定 年月日	平成23年 4 月13日
---------------------	------------	-----------------

川崎市公告第180号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年 4 月13日

川崎市長 阿 部 孝 夫

(案件 1)

競争入札に 付する事項	件 名	大師中学校南棟解体撤去その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区大師河原 2 丁目 1 番 1 号
	履 行 期 限	平成23年 7 月29日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による中小企業者であること。 (7) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。 (10) 石綿作業主任者として選任可能な技術者を専任で配置できること。 (11) 特別管理産業廃棄物管理責任者を配置できること。 (12) 鉄筋コンクリート造で階数 3 以上かつ延べ900㎡以上の 1 棟からなる建築物の解体工事の完工実績(元請に限る。)を平成 9 年 4 月 1 日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成23年 5 月11日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第181号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第 3 項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成23年 4 月14日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区野川字北耕地339番 1

ほか 5 筆の一部

985平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市宮前区野川941番地

柏木 昭典

- 3 予定建築物の用途

寄宿舎

計画戸数: 1 戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成22年11月29日

川崎市指令ま情開発（イ）第116号

平成23年 3 月23日

川崎市指令ま情開発（イ）第185号（変更）

川崎市公告第182号

一団地の総合的設計制度の認定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定による認定をしましたので、同条第8項の規定に基づき次のとおり公告し、当該認定に関する計画書を一般の縦覧に供します。

平成23年 4 月14日

川崎市長 阿 部 孝 夫

対象区域	川崎市中原区小杉町3丁目269番1外
縦覧に供する場所	川崎市まちづくり局指導部建築指導課
申請者 住所 氏 名	小杉町3丁目中央地区市街地再開発組合 理事長 伊藤 奎助
認定年月日及び 認定番号	平成23年 4 月14日 川崎市指令ま情指導第2002号

川崎市公告第183号

道路の一部廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり一部廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成23年 4 月14日

川崎市長 阿 部 孝 夫

築 造 主 住所・氏名	川崎市中原区小杉町三丁目269番 小杉3丁目中央地区市街地再開発組合 理事長 伊藤奎助
----------------	---

（案件1）

競争入札に 付する事項	件 名 備蓄生活用品の購入
	履 行 場 所 川崎市立緑ヶ丘霊園（川崎市高津区下作延1344）ほか
	履 行 期 限 平成23年 6 月30日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 入札期日において平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「家具・装飾」種目「寝具」に登録されており、かつ、AまたはBの等級に格付けされていること。

廃止道路の 地名・地番	川崎市小杉町3丁目264-1の一部、264-12の一部、268-1の全部、268-9の全部 別図省略		
幅 員	6.00メートル	延 長	112.44メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1902号		一部廃止 年 月 日	平成23年 4 月14日

川崎市公告第184号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成23年 4 月14日

川崎市長 阿 部 孝 夫

築 造 主 住所・氏名	多摩区栗谷3丁目31番10号 ヤオキ商事株式会社 代表取締役 片山義規		
道路位置の 地名・地番	川崎市多摩区中野島三丁目831番6の一部 別図省略		
幅 員	4.50メートル	延 長	46.69メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1504号		指 定 年月日	平成23年 4 月14日

川崎市公告第185号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年 4 月15日

川崎市長 阿 部 孝 夫

	(4) 川崎市内に本社または事業所・営業所を有すること。 (5) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。 (6) 過去10年以内に、この購入物品について類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1 契約につき1,000,000円以上とします。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2092
入札日時等	平成23年 4 月28日 11時00分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

公 告（ 調 達 ）

川崎市公告（調達）第91号

落札者等の公示

川崎市物品又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成23年 4 月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 調達の名称

川崎市市営住宅総合管理システム構築業務委託

2 契約に関する事務担当部局

まちづくり局市街地開発部住宅管理課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

平成23年 3 月28日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社アイネス公共営業第二部

東京都港区赤坂6丁目11番1号

5 契約金額（税抜き）

45,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成23年 1 月25日

川崎市公告（調達）第92号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年 4 月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市役所第3庁舎の電気需給に関する契約

(2) 履行場所

川崎市役所第3庁舎（川崎市川崎区東田町5-4）

(3) 履行期限

平成23年 7 月 1 日から平成24年 6 月30日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

調達見込数量 約 5,859,000キロワット時

(5) 契約の解除

平成24年川崎市議会定例会において、この契約に係る平成24年度の予算を定める議決がない場合、又は当該予算の削除を伴う議決があった場合については、この契約は平成24年 3 月31日をもって解除されます。詳細については入札説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法（昭和39年 7 月11日法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。

(2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 入札期日において平成23年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に登載されていること。なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種に登載のない者も含む。）は財政局管財部契約課に所定

の様式により、資格審査申請を平成23年 5 月13日までに行ってください。

- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱（平成20年10月 1 日制定）第 4 条第 2 項に基づき、A ランク又は B ランクに格付けされているものであること。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地
総務局総務部庁舎管理課
電話 044-200-3555

(2) 配布・提出期間

平成23年 4 月25日（月）から 5 月13日（金）までの下記の時間

午前 9 時00分から正午までと午後 0 時45分から午後 5 時まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3 により一般競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は 3(1)の場所において、平成23年 4 月25日（月）から 5 月13日（金）まで縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

平成23年 5 月18日（水） 午前 9 時00分から正午までと午後 0 時45分から午後 5 時まで

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札日時

平成23年 6 月 8 日（水） 午前11時

(イ) 入札場所

川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所本庁舎地下 1 階総務局会議室

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限

平成23年 6 月 7 日（火） 必着

(イ) 入札書の提出先

3(1)と同じ

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

7(1)ア（ア）と同じ

(4) 開札の場所

7(1)ア（イ）と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

否

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

- (3) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)と同じ

10 Summary

- (1) Nature and quality of product to be purchased :
Electricity about 5,859,000kWh to use

at Kawasaki City Office Building No.3

(2) Time-limit for tender:

11:00 A.M. June, 8, 2011

(3) Time-limit for tender by mail:

June, 7, 2011

(4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

City Hall Management Section

General Administration Department

General Administration Bureau

1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, kanagawa, 210-8577, JAPAN

Tel 044-200-3555

川崎市公告（調達）第93号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年 4 月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市人事評価システムに係る
機器等の賃貸借及び保守契約
- (2) 履行場所 川崎市川崎区東田町 5 番地 4
川崎市役所第 3 庁舎
- (3) 履行期間 平成23年10月 1 日から平成28年
9 月30日まで
- (4) 調達物品の概要 入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第 2 条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成23・24年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町 3-3（第 4 庁舎 2 階）

総務局人材育成センター評価担当

担当 森・佐々木

電話044-200-2504

F A X 044-200-3644

E-mail 16hyouka@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成23年 4 月25日（月）から平成23年 5 月 6 日（金）までとします。

（土・日及び休日を除く毎日午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

(3) 提出方法 持参に限る。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場 所 3(1)に同じ

(2) 日 時 平成23年 5 月 9 日（月）

午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(3) その他

競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は 3(1)の場所において平成23年 4 月25日（月）から平成23年 5 月 6 日（金）まで縦覧に供します（土・日及び休日を除く毎日午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）。

5 競争参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおりに御来庁ください。

(1) 日時 平成23年 5 月 9 日（月）

午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 場所 川崎市役所第 4 庁舎 2 階

6 仕様に関する問い合わせ先

3(1)に同じ

仕様に関する質問は、平成23年 5 月 9 日（月）から平成23年 5 月12日（木）まで、入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。（土・日及び休日を除く毎日午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

なお、回答については平成23年 5 月16日（月）、全社に F A X・メールにて送付します。

7 カタログの提出について

導入予定機種、導入予定ソフト等のカタログを平成23年 5 月19日（木）午後 5 時までに 3(1)まで提出してください。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求め

られたときには、これに応じなければなりません。

8 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

9 入札の手続等

(1) 入札方法 リース月額で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年 5 月25日 (水) 午後 2 時

イ 場所 川崎市役所 第4庁舎 4階 第2会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告（調達）第94号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年 4 月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 川崎市中央卸売市場北部市場の電気需給に関する契約

(2) 履行場所 川崎市宮前区水沢 1－1－1

(3) 履行期間 平成23年 7 月 1 日から平成24年 6 月30日まで

(4) 調達概要 上記期間内における単価納入契約の締結

調達見込数量 9,901,000キロワット時

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法（昭和39年 7 月11日法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。

(3) 入札期日において平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に搭載されていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種に搭載のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を平成23年 5 月10日までに行ってください。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともにアフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

3 競争参加申込書の配布及び提出

入札に参加を希望するものは、次により競争参加の申込をしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市中央卸売市場北部市場管理課

〒216-8522 川崎市宮前区水沢 1－1－1

電話 044-975-2211

(2) 配布・提出期間

平成23年 5 月 9 日（月）から平成23年 5 月16日（月）まで、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで（土曜日及び休日は除く。）

(3) 提出方法 持参

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 交付場所 3(1)に同じ
- (2) 交付日時 平成23年 5 月17日 (火) 午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで
- (3) その他 競争参加資格があると認めた者には、入札説明書を無料交付します。また、入札説明書は 3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。

5 入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、競争参加資格を喪失します。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

6 入札手続等

- (1) 入札方法 持参又は郵送
- (2) 入札書の提出期限
平成23年 6 月 8 日 (水) 午前11時
なお、郵送の場合は平成23年 6 月 6 日 (月) 必着
- (3) 入札書の提出場所
川崎市中央卸売市場北部市場第 1 会議室 (管理事務所棟 3 階)
- (4) 入札保証金 免除
ただし、競争参加資格を有する者が入札する場合において、契約を締結することが確実であると認められるとき。
- (5) 開札の日時 平成23年 6 月 8 日 (水) 午前11時
- (6) 開札の場所 6(3)に同じ
- (7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(8) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第 7 条に該当する入札はこれを無効とします。

7 契約手続等

- (1) 契約保証金
入札金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書の作成 要
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等

は、上記 3(1)の場所において閲覧できます。

8 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :
Electricity 9,901,000kwh to use at Hokubu-Shijo
- (2) Time-limit for tender :
11:00A. M. , June, 8, 2011
- (3) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
Hokubu-Shijo Central Wholesale Market
Economic and labor affairs bureau
1-1, Mizusawa-1chome, Miyamae-ku
Kawasaki, Kanagawa 216-8522, Japan
TEL:044-975-2211

川崎市公告 (調達) 第95号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成23年 4 月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 調達物品の名称及び数量

- (1) 小型ごみ車 (ハイブリッド) 12台
- (2) 小型ごみ車 (ハイブリッド) 13台
- (3) 道路ごみ車 (ハイブリッド) 1 台
- (4) 中型浄化槽車 1 台

2 契約に関する事務担当部局

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町 1 番地

3 落札者を決定した日

- (1) 小型ごみ車 (ハイブリッド) 平成23年 3 月23日
- (2) 小型ごみ車 (ハイブリッド) 平成23年 3 月28日
- (3) 道路ごみ車 (ハイブリッド) 平成23年 3 月28日
- (4) 中型浄化槽車 平成23年 3 月23日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 小型ごみ車 (ハイブリッド)
極東開発工業 株式会社 神奈川営業所
所長 山本 浩
神奈川県大和市深見西 4 丁目 1 番62号
- (2) 小型ごみ車 (ハイブリッド)
神奈川特殊車輛 株式会社
代表取締役 森川 友生男
川崎市川崎区堀之内町13番16号

- (3) 道路ごみ車 (ハイブリッド)
新明和工業 株式会社 流体営業部
部長 石川 貞仁
横浜市鶴見区尻手 3 丁目 2 番43号

- (4) 中型浄化槽車
株式会社 モリタエコノス 神奈川支店
支店長 肥田 武
横浜市鶴見区大黒町 9 番 6 号

5 落札金額 (消費税額及び地方消費税額を除く。)

- (1) 小型ごみ車 (ハイブリッド) 128,809,224円
(2) 小型ごみ車 (ハイブリッド) 138,048,326円
(3) 道路ごみ車 (ハイブリッド) 10,509,102円
(4) 中型浄化槽車 12,989,160円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成23年 2 月10日

川崎市公告 (調達) 第96号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年 4 月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び納入予定数量
川崎総合科学高校電子機械科の工作機械
(小型レーザー加工機、及び5軸マシニングセンタ) 1式
- (2) 購入物品の特質等
仕様書によります。
- (3) 納入場所
川崎市立川崎総合科学高校
- (4) 納入期限
平成23年 8 月31日
- (5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「産業機

器」種目「工作機器」に登載されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者 (入札参加業種・種目に登載のない者も含む。) は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成23年 5 月17日までに行ってください。

- (4) この購入物品について、過去10年以内に類似の契約履行実績があること、

なお、契約実績については契約につき1,000,000円以上とします。

- (5) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

- (1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 藤原
〒230-8577

川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話 044-200-2092

イ 閲覧期間 平成23年 4 月25日～平成23年 5 月17日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)

午前 8 時30分～正午、午後 0 時45分～午後 5 時

- (2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(アドレス <http://keiyaku.city.kawasaki.jp>) の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」

イ 閲覧期間 平成23年 4 月25日～平成23年 5 月17日

午前 8 時～午後 8 時

- 4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

競争入札参加申込書及び下記 4 (3) の書類は、電子入札システムにより提出してください。

提出期間 平成23年 4 月25日～平成23年 5 月17日

午前 8 時～午後 8 時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記 3 (1) の場所に、上記 3 (1) の期間に申込書等を提出してください。

なお、申込書等の郵送による提出は認めません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

上記 3 (1) アに同じ。

なお、上記 3 (2) のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書等をダウンロードすること

ができます。

(2) 配布・提出期間

上記 3 (1)イに同じ。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 納入予定物品仕様書

ウ 納入実績調書（契約内容を確認できる契約書等の写し含む）

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入（製造）物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

5 入札説明書の交付

上記 4 により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は上記 3 のとおり縦覧に供します。

6 仕様に関する問い合わせ先

教育委員会総務部学事課 担当 大野

電話 044-200-3659（直通）

7 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成 23・24年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに平成23年 5 月31日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、平成23年 5 月31日の午前 9 時～正午に上記 3 (1)アの場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

8 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。

なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 平成23年 6 月 8 日

午前10時00分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 平成23年 6 月 8 日

午前11時00分

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所本庁舎地下入札室

川崎市川崎区宮本町 1 番地

ウ 郵送（書留郵便に限る）による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 平成23年 6 月 6 日必着

(イ) 入札書の提出先 上記 3 (1)に同じ

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年 6 月 8 日

午前11時00分

イ 場所 川崎市役所本庁舎地下入札室

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第 9 条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 9 条第 2 号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の 2 パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去 3 年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第 33 条第 5 号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の 10 パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記 3 (1)の場所において閲覧できます。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① Small laser beam machining machine 1set
 - ② Five axis machining center 1set
- (2) Time-limit for tender :
11:00 AM, 8 June 2011
- (3) Contact point for the notice :
KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Property Administration Department
Finance Bureau
1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan
TEL : 044-200-2092

川崎市公告（調達）第97号

入札公告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年 4 月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
川崎市立学校自動体外式除細動器賃貸借
- (2) 履行場所
川崎市教育委員会学校教育部健康教育課
- (3) 履行期間
平成23年 6 月 1 日から平成28年 5 月31日まで
- (4) 調達概要
川崎市立学校において実施される修学旅行等の校外学習について、児童・生徒が安全に参加できるように、校外学習携行用に貸出を行なうためのAEDのリース。詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成23・24年度「川崎市競争入札参加資格審査申請書」により、業種「リース」種目「その他」で登録されていること。
- (4) 過去 5 年間（平成18年度以降）で類似委託業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町 6 番地 明治安田生命ビル 4 階

川崎市教育委員会事務局学校教育部健康教育課学校保健・体育係 担当：布家

電 話：044-200-3293（直通）

F A X：044-200-3950

(2) 配布・提出期間

平成23年 4 月25日（月）から平成23年 5 月 9 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から 5 時まで）とします。

4 入札説明書の交付

3 により競争参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は 3 (1)の場所において平成23年 4 月25日（水）から平成23年 5 月 9 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前 8 時30分から正午まで及び午後 1 時から 5 時まで）縦覧に供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

3 により競争参加申込書を提出した者に、競争参加資格確認通知書を申請申込締切日後 2 日以内に F A X 又は電子メールで送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3 (1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上 F A X して下さい。また、F A X 後に必ず担当者あて電話連絡をして下さい。

(2) 受付期間

平成23年 4 月25日（月）～平成23年 5 月12日（木）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前 8 時

30分から正午まで及び午後 1 時から 5 時まで)

(3) 回答予定日

平成23年 5月13日 (金) 午後 5 時まで

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書及び今回の入札にあたっては明細内訳を記載した一覧表を入札件名が記載された封筒に封印して持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、平成23年度当該委託業務に係る総額(消費税額及び地方消費税額を含めないこと。)を記載すること。なお、契約金額は入札金額に100分の5に相当する額を加算した金額とする。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 平成23年 5月18日 (水)

午後 1 時30分

イ 場 所 川崎市教育委員会事務局第1会議室

川崎市川崎区宮本町 6 番地 明治安田

生命ビル 4 階

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効

な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ウェブサイト (<http://www.city.kawasaki.jp/index.html>)「入札情報」内の「契約関係規定」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/keiyakukitei.htm>) において閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 問い合わせ窓口は3(1)に同じです。

(5) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議により定めるものとします。

川崎市公告(調達)第98号

落札者等の公示

川崎物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成23年 4月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 調達の名称

市税システム用端末機等一式の賃貸借及び保守業務

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

財政局税務部税制課

川崎市川崎区宮本町 1 番地

- 3 契約の相手方を決定した日
平成23年 3 月24日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機 株式会社
営業本部長 村上 春生
東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号 新国際ビル
7 階
- 5 落札金額
570,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 入札の公告〔公示〕を行った日
平成23年 2 月10日

川崎市公告（調達）第99号

落札者等の公告

川崎市物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公告します。

平成23年 4 月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 調達の名称
市民ミュージアムの電気需給に関する契約
- 2 契約事務担当の名称及び所在地
市民ミュージアム
川崎市中原区等々力 1－2
- 3 契約の相手方を決定した日
平成23年 3 月 9 日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 F－P o w e r
代表取締役 須藤孝治
東京都品川区東五反田五丁目11番 1 号
- 5 落札金額
31,931,894円（税抜き）
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成23年 1 月25日

川崎市公告（調達）第100号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年 4 月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名
川崎市多摩区総合庁舎で使用する電気の需給契約

について

- (2) 履行場所
川崎市多摩区総合庁舎
川崎市多摩区登戸1775番地 1
- (3) 履行期限
平成23年 7 月 1 日から平成24年 6 月30日まで
- (4) 調達概要
上記期間内における単価納入契約の締結
調達見込数量 常時電力2,880,000キロワット時
- (5) 契約の解除
平成24年川崎市議会定例会において、この契約に係る平成24年度の予算を定める議決がない場合、又は当該予算の削除を伴う議決があった場合については、この契約は平成24年 3 月31日をもって解除されます。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 1 (2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法（昭和39年 7 月11日法律第170号）第 3 条第 1 項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者、又は同法第16条の 2 第 1 項の規定に基づき特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。
- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第 2 条の規定に該当しないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札期日において平成23年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に登載されていること。なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種に登載のない者も含む。）は財政局管財部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成23年 5 月17日（火）までに行ってください。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を順守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱（平成20年10月 1 日制定）第 4 条第 2 項に基づき、A ランク又はB ランクに格付けされているものであること。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
〒214－8570 川崎市多摩区登戸1775番地 1
多摩区役所総務課

電話（直通）044-935-3125

(2) 配布・提出期間

平成23年 5 月10日（火）から平成23年 5 月18日（水）までの下記の時間

午前 8 時30分から正午までと午後 0 時45分から午後 5 時まで。但し、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3 により一般競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は 3(1)の場所において、平成23年 5 月10日（火）から平成23年 5 月18日（水）まで縦覧に供します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

平成23年 5 月25日（水） 午前10時30分から正午までと午後 0 時45分から午後 5 時まで

6 仕様又は入札説明書に関する問い合わせ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、質問書により受け付けます。

(1) 受付場所

3(1)と同じ

(2) 提出方法

持参・郵送

(3) 受付期限

平成23年 5 月25日（水）から平成23年 5 月31日（火）の午前 8 時30分から正午までと午後 0 時45分から午後 5 時まで

(4) 回答場所

3(1)と同じ

(5) 回答日時

平成23年 6 月 7 日（火）の午前 8 時30分から正午までと午後 0 時45分から午後 5 時まで

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時

平成23年 6 月15日（水） 午後 1 時30分

(イ) 入札書の提出場所

川崎市多摩区登戸1775番地 1 川崎市多摩区役所10階第1002会議室

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限

平成23年 6 月14日（火） 必着

(イ) 入札書の提出先

3(1)と同じ

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)ア（ア）と同じ

(4) 開札の場所

8(1)ア（イ）と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。但し、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

否

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)と同じ

11 Summary

(1) Nature and quality of product to be purchased :

Electricity about 2,880,000kWh to use
at Tama ward office of Kawasaki city

- (2) Time limit of tender :
1:30 PM. 15, June, 2011
- (3) Time limit of tender by mail :
14, June, 2011
- (4) Contact point for the notice :
General Affairs Section
Tama Ward Office
Kawasaki City
ADDRESS: 〒 214-8570 1775-1 noborito tamaku
Kawasaki-shi Kanagawa prefecture JAPAN
TEL:044-935-3125

上下水道局告示

川崎市上下水道局告示第12号

水道料金等収納事務の委託について

川崎市上下水道局公金の徴収事務の委託に関する規程
(平成20年水道局規程第8号) 第2条の規定に基づき、
水道料金等の収納の事務を次のとおり委託したので、同
規程第3条の規定により告示します。

平成23年 4 月 1 日

川崎市上下水道事業管理者 齋 藤 力 良

1 委託先

- (1) 東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社セブンーイレブン・ジャパン
代表取締役 井 阪 隆 一
- (2) 東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 上 田 準 二
- (3) 東京都品川区大崎 1 丁目11番 2 号
株式会社ローソン

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	小倉300mmー75mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：幸区小倉1139番地先 至：幸区小倉808番地先 ほかに2件
	履 行 期 間	契約の日から255日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「A」に記載されていること。	

代表取締役 新 浪 剛

- (4) 東京都千代田区岩本町 3 丁目10番 1 号
株式会社デイリーヤマザキ

代表取締役社長 佐 藤 卓

- (5) 東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番地
ミニストップ株式会社

代表取締役社長 阿 部 信 行

- (6) 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地
株式会社サークルKサンクス

代表取締役 中 村 元 彦

- (7) 横浜市中区日本大通17番地
株式会社スリーエフ

代表取締役 中 居 勝 利

- (8) 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の
1

株式会社ポブラ

代表取締役社長 目 黒 真 司

- (9) 東京都中央区日本橋 1 丁目 1 番 1 号
国分グローサースチェーン株式会社

代表取締役 藤 田 秀 一

- (10) 東京都港区港南 1 丁目 8 番27号
株式会社しんきん情報サービス

代表取締役 熊 田 靖

2 委託期間

平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

上下水道局公告

川崎市上下水道局公告第22号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年 4 月12日

川崎市上下水道事業管理者 齋 藤 力 良